

関係条文

- 労働安全衛生法（昭和四十七年六月八日法律第五十七号）（抄） 2
- ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年九月三十日労働省令第三十三号）（抄） 10
- クレーン等安全規則（昭和四十七年九月三十日労働省令第三十四号）（抄） 26
- ゴンドラ安全規則（昭和四十七年九月三十日労働省令第三十五号）（抄） 53
- ボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準（昭和四十七年労働省告示第七十五号） 60
- クレーン等製造許可基準（昭和四十七年労働省告示第七十六号） 70
- 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）（抄） 73
- 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄） 76

○労働安全衛生法（昭和四十七年六月八日法律第五十七号）（抄）
（略）

第五章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制

第一節 機械等に関する規制

（製造の許可）

第三十七条 特に危険な作業を必要とする機械等として別表第一に掲げるもので、政令で定めるもの（以下「特定機械等」という。）を製造しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受けなければならない。

- 2 都道府県労働局長は、前項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、申請に係る特定機械等の構造等が厚生労働大臣の定める基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

（製造時等検査等）

第三十八条 特定機械等を製造し、若しくは輸入した者、特定機械等で厚生労働省令で定める期間設置されなかつたものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、当該特定機械等が、特別特定機械等（特定機械等のうち厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録製造時等検査機関」という。）の検査を受けなければならない。ただし、輸入された特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項（次項において「輸入時等検査対象機械等」という。）について当該特定機械等を外国において製造した者が次項の規定による検査を受けた場合は、この限りでない。

- 2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において特定機械等を製造した者は、厚生労働省令で定めるところにより、輸入時等検査対象機械等について、自ら、当該特定機械等が、特別特定機械等以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは登録製造時等検査機関の検査を受けることができる。

一 当該特定機械等を本邦に輸出しようとするとき。

二 当該特定機械等を輸入した者が当該特定機械等を外国において製造した者以外の者（以下この号において単に「他の者」という。）である場合において、当該製造した者が当該他の者について前項の検査が行われることを希望しないとき。

- 3 特定機械等（移動式のものを除く。）を設置した者、特定機械等の厚生労働省令で定める部分に変更を加えた者又は特定機械等で使用を休止したものを再び使用しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、労働基準監督署長の検査を受けなければならない。

（検査証の交付等）

第三十九条 都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関は、前条第一項又は第二項の検査（以下「製造時等検査」という。）に合格した移動式の特定機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。

- 2 労働基準監督署長は、前条第三項の検査で、特定機械等の設置に係るものに合格した特定機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。

- 3 労働基準監督署長は、前条第三項の検査で、特定機械等の部分の変更又は再使用に係るものに合格した特定機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等の検査証に、裏書を行う。

（使用等の制限）

第四十条 前条第一項又は第二項の検査証（以下「検査証」という。）を受けていない特定機械等（第三十八条第三項の規定により部分の変更又は再使用に係る検査を受けなければならない特定機械等で、前条第三項の裏書を受けていないものを含む。）は、使用してはならない。

- 2 検査証を受けた特定機械等は、検査証とともにするのでなければ、譲渡し、又は貸与してはならない。

（検査証の有効期間等）

第四十一条 検査証の有効期間（次項の規定により検査証の有効期間が更新されたときにあつては、当該更新された検査証の有効期間）は、特定機械等の種類に応じて、厚生労働省令で定める期間とする。

- 2 検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録性能検査機関」という。）が行う性能検査を受けなければならない。

（登録製造時等検査機関の登録）

第四十六条 第三十八条第一項の規定による登録（以下この条、次条、第五十三条第一項及び第二項並びに第五十三条の二第一項において「登録」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める区分ごとに、製造時等検査を行おうとする者の申請により行う。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこれに基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
 - 二 第五十三条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
 - 三 法人で、その業務を行う役員のうちの前二号のいずれかに該当する者があるもの
- 3 厚生労働大臣は、第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。
- 一 別表第五に掲げる機械器具その他の設備を用いて製造時等検査を行うものであること。
 - 二 製造時等検査を実施する者（別表第六第一号に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者に限る。以下「検査員」という。）が同表第二号に掲げる数以上であること。
 - 三 検査員であつて別表第七に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が検査員を指揮するとともに製造時等検査の業務を管理するものであること。
 - 四 登録申請者が、特別特定機械等を製造し、又は輸入する者（以下この号において「製造者等」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
 - イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、製造者等がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいい、当該登録申請者が外国にある事務所において製造時等検査の業務を行おうとする者である場合にあつては、外国における同法の親法人に相当するものを含む。）であること。
 - ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める製造者等の役員又は職員（過去二年間に当該製造者等の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。
 - ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、製造者等の役員又は職員（過去二年間に当該製造者等の役員又は職員であつた者を含む。）であること。
- 4 登録は、登録製造時等検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
- 一 登録年月日及び登録番号

二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 事務所の名称及び所在地

四 第一項の区分

(登録の更新)

第四十六条の二 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。
(製造時等検査の義務等)

第四十七条 登録製造時等検査機関は、製造時等検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、製造時等検査を行わなければならない。

2 登録製造時等検査機関は、製造時等検査を行うときは、検査員にこれを実施させなければならない。

3 登録製造時等検査機関は、公正に、かつ、第三十七条第二項の基準のうち特別特定機械等の構造に係るものに適合する方法により製造時等検査を行わなければならない。

4 登録製造時等検査機関は、製造時等検査を行うときは、製造時等検査の検査方法から生ずる危険を防止するために必要な措置として厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

(変更の届出)

第四十七条の二 登録製造時等検査機関は、第四十六条第四項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第四十八条 登録製造時等検査機関は、製造時等検査の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、製造時等検査の業務の開始の日の二週間前までに、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、製造時等検査の実施方法、製造時等検査に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかななければならない。

(業務の休廃止)

第四十九条 登録製造時等検査機関は、製造時等検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第五十条 登録製造時等検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支決算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第二百二十三条第一号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 製造時等検査を受けようとする者その他の利害関係人は、登録製造時等検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号及び第四号の請求をするには、登録製造時等検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

3 製造時等検査を受けようとする者その他の利害関係人は、登録製造時等検査機関が製造時等検査に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約（以下この項において「損害保険契約」という。）を締結しているときは、登録製造時等検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号及び第四号の請求をするには、登録製造時等検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 損害保険契約の契約内容を記載した書類が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 第一号の書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

4 登録製造時等検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、第一項の規定により作成した損益計算書又は収支決算書及び事業報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(検査員の選任等の届出)

第五十一条 登録製造時等検査機関は、検査員を選任し、又は解任したときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(適合命令)

第五十二条 厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関（外国にある事務所において製造時等検査の業務を行う登録製造時等検査機関（以下「外国登録製造時等検査機関」という。）を除く。）が第四十六条第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録製造時等検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第五十二条の二 厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関（外国登録製造時等検査機関を除く。）が第四十七条の規定に違反していると認めるときは、その登録製造時等検査機関に対し、製造時等検査を行うべきこと又は製造時等検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(略)

(登録の取消し等)

第五十三条 厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関（外国登録製造時等検査機関を除く。）が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十六条第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第四十七条から第四十九条まで、第五十条第一項若しくは第四項又は第百三条第二項の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第五十条第二項各号又は第三項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 第五十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第五十二条及び第五十二条の二の規定による命令に違反したとき。

六 不正の手段により登録を受けたとき。

2 厚生労働大臣は、外国登録製造時等検査機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消すことができる。

一 前項第一号から第四号まで又は第六号のいずれかに該当するとき。

- 二 前条において読み替えて準用する第五十二条又は第五十二条の二の規定による請求に応じなかつたとき。
 - 三 厚生労働大臣が、外国登録製造時等検査機関が前二号のいずれかに該当すると認めて、六月を超えない範囲内で期間を定めて製造時等検査の業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。
 - 四 厚生労働大臣が、外国登録製造時等検査機関の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めて、その職員をして外国登録製造時等検査機関の事務所に立ち入らせ、関係者に質問させ、又はその業務に関係のある帳簿、書類その他の物件を検査させようとした場合において、その立入り若しくは検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対して陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。
 - 五 厚生労働大臣が、この法律を施行するため必要があると認めて、外国登録製造時等検査機関に対し、必要な事項の報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。
 - 六 次項の規定による費用の負担をしないとき。
- 3 前項第四号の検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける外国登録製造時等検査機関の負担とする。
- （都道府県労働局長による製造時等検査の実施）
- 第五十三条の二 都道府県労働局長は、登録を受ける者がいないとき、第四十九条の規定による製造時等検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消し、又は登録製造時等検査機関に対し製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録製造時等検査機関が天災その他の事由により製造時等検査の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要があると認めるときは、当該製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。
- 2 都道府県労働局長が前項の規定により製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合における製造時等検査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、厚生労働省令で定める。
- （略）
- （厚生労働大臣等の権限）
- 第九十六条 （略）
- 2 （略）
- 3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、検査業者、指定試験機関、登

録教習機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関（外国登録製造時等検査機関、外国登録性能検査機関、外国登録個別検定機関及び外国登録型式検定機関（第百二十三条第一号において「外国登録製造時等検査機関等」という。）を除く。）（以下「登録製造時等検査機関等」という。）の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてこれらの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に関係のある帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4（略）

別表第一（第三十七条関係）

- 一 ボイラー
- 二 第一種圧力容器（圧力容器であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）
- 三 クレーン
- 四 移動式クレーン
- 五 デリック
- 六 エレベーター
- 七 建設用リフト
- 八 ゴンドラ

○ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和四十七年九月三十日労働省令第三十三号) (抄)

(略)

第二章 ボイラー

第一節 製造

(製造許可)

第三条 ボイラーを製造しようとする者は、製造しようとするボイラーについて、あらかじめ、その事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長(以下「所轄都道府県労働局長」という。)の許可を受けなければならない。ただし、既に当該許可を受けているボイラーと型式が同一であるボイラー(以下「許可型式ボイラー」という。)については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、ボイラー製造許可申請書(様式第一号)にボイラーの構造を示す図面及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

一 強度計算

二 ボイラーの製造及び検査のための設備の種類、能力及び数

三 工作責任者の経歴の概要

四 工作者の資格及び数

五 溶接によつて製造するときは、溶接施行法試験結果

(平一二労令二・平二四厚労令六・一部改正)

(変更報告)

第四条 前条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係るボイラー又は許可型式ボイラーを製造する場合において、同条第二項第二号の設備又は同項第三号の工作責任者を変更したときは、遅滞なく、その旨を所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

(平一二労令二・一部改正)

(構造検査)

第五条 ボイラーを製造した者は、法第三十八条第一項の規定により、同項の登録製造時等検査機関(以下「登録製造時等検査機関」という。)の検査を受けなければならない。

2 溶接によるボイラーについては、第七条第一項の規定による検査に合格した後でなければ、前項の規定により登録製造時等検査機関が行う検査(以下この章において「構造検査」という。)を受けることができない。

3 構造検査を受けようとする者は、ボイラー構造検査申請書(様式第二号)にボイラー明細書(様式第三号)を添えて、登録製造時等検査機関に提出しなければならない。

4 登録製造時等検査機関は、構造検査に合格したボイラーに様式第四号による刻印を押し、そのボイラー明細書を申請者に交付する。

5 登録製造時等検査機関は、構造検査に合格した移動式ボイラーについて、申請者に対しボイラー検査証(様式第六号)を交付する。

(平六労令二四・平八労令二・平九労令一三・平一二労令二・平一五厚労令一七五・平二四厚労令六・令二厚労令二〇八・一部改正)

(都道府県労働局長が構造検査の業務を行う場合における規定の適用)

第五条の二 法第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が前条の構造検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「登録製造時等検査機関」とあるのは「所轄都道府県労働局長(組立式ボイラーにあつては、当該ボイラーの設置地を管轄する都道府県労働局長)又は登録製造時等検査機関」とする。

(平二四厚労令六・追加)

(構造検査を受けるときの措置)

第六条 構造検査を受ける者は、次の事項を行なわなければならない。

一 ボイラーを検査しやすい位置に置くこと。

二 水圧試験の準備をすること。

三 安全弁(温水ボイラーにあつては、逃がし弁。以下この章において同じ。)及び水面測定装置(蒸気ボイラーで水位の測定を必要とするものの検査の場合に限る。)を取りそろえておくこと。

2 都道府県労働局長は、構造検査のために必要があると認めるときは、次の事項を構造検査を受ける者に命ずることができる。

一 ボイラーの被覆物の全部又は一部を取り除くこと。

二 管若しくはリベットを抜き出し、又は板若しくは管に穴をあけること。

三 鋳鉄製ボイラーにあつては、解体すること。

四 その他必要と認める事項

3 構造検査を受ける者は、当該検査に立ち会わなければならない。

(平一二労令二・一部改正)

(溶接検査)

第七条 溶接によるボイラーの溶接をしようとする者は、法第三十八条第一項の規定により、登録製造時等検査機関の検査を受けなければならない。ただし、当該ボイラーが附属設備(過熱器及び節炭器に限る。以下この章において同じ。)若しくは圧縮応力以外の応力を生じない部分のみが溶接によるボイラー又は貫流ボイラー(気水分離器を有するものを除く。)である場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により登録製造時等検査機関が行う検査(以下この章において「溶接検査」という。)を受けようとする者は、当該ボイラーの溶接作業に着手する前に、ボイラー溶接検査申請書(様式第七号)にボイラー溶接明細書(様式第八号)を添えて、登録製造時等検査機関に提出しなければならない。
- 3 登録製造時等検査機関は、溶接検査に合格したボイラーに様式第九号による刻印を押し、そのボイラー溶接明細書を申請者に交付する。

(平六労令二四・平一二労令二・平一五厚労令一七五・平二四厚労令六・令二厚労令二〇八・一部改正)

(都道府県労働局長が溶接検査の業務を行う場合における規定の適用)

第七条の二 法第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が前条の溶接検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「登録製造時等検査機関」とあるのは「所轄都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関」とする。

(平二四厚労令六・追加)

(溶接検査を受けるときの措置)

第八条 溶接検査を受ける者は、次の事項を行なわなければならない。

- 一 機械的試験の試験片を作成すること。
 - 二 放射線検査の準備をすること。
- 2 溶接検査を受ける者は、当該検査に立ち会わなければならない。

(略)

第二節 設置

(設置届)

第十条 事業者は、ボイラー(移動式ボイラーを除く。)を設置しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により、ボイラー設置届(様式第十一号)にボイラー明細書(様式第三号)及び次の事項を記載した書面を添えて、その事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長(以下「所轄労働基準監督署長」という。)に提出しなければならない。

- 一 第十八条のボイラー室及びその周囲の状況
- 二 ボイラー及びその配管の配置状況
- 三 ボイラーの据付基礎並びに燃焼室及び煙道の構造
- 四 燃焼が正常に行われていることを監視するための措置

(昭五八労令二四・昭六〇労令一・平八労令二・平一八厚労令一・平二六厚労令一三一・一部改正)

(移動式ボイラーの設置報告)

第十一条 移動式ボイラーを設置しようとする者は、あらかじめ、ボイラー設置報告書(様式第十二号)にボイラー明細書(様式第三号)及びボイラー検査証

(様式第六号)を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、法第八十八条第一項ただし書の規定による認定(第二十五条第二項及び第三項を除き、以下「認定」という。)を受けた事業者については、この限りでない。

(平一八厚労令一・平二六厚労令一三一・平二八厚労令一四九・一部改正)

(使用検査)

第十二条 次の者は、法第三十八条第一項の規定により、登録製造時等検査機関の検査を受けなければならない。

- 一 ボイラーを輸入した者
 - 二 構造検査又はこの項の検査を受けた後一年以上(設置しない期間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたボイラーについては二年以上)設置されなかつたボイラーを設置しようとする者
 - 三 使用を廃止したボイラーを再び設置し、又は使用しようとする者
- 2 外国においてボイラーを製造した者は、法第三十八条第二項の規定により、登録製造時等検査機関の検査を受けることができる。当該検査が行われた場合においては、当該ボイラーを輸入した者については、前項の規定は、適用しない。
- 3 前二項の規定により登録製造時等検査機関が行う検査(以下この章において「使用検査」という。)を受けようとする者は、ボイラー使用検査申請書(様式第十三号)にボイラー明細書(様式第三号)を添えて、登録製造時等検査機関に提出しなければならない。
- 4 ボイラーを輸入し、又は外国において製造した者が使用検査を受けようとするときは、前項の申請書に当該申請に係るボイラーの構造が法第三十七条第二項の厚生労働大臣の定める基準(ボイラーの構造に係る部分に限る。)に適合していることを厚生労働大臣が指定する者(外国に住所を有するものに限る。)が明らかにする書面を添付することができる。
- 5 登録製造時等検査機関は、使用検査に合格したボイラーに様式第四号による刻印を押し、そのボイラー明細書を申請者に交付する。
- 6 登録製造時等検査機関は、使用検査に合格した移動式ボイラーについて、申請者に対しボイラー検査証(様式第六号)を交付する。

(昭五八労令二四・昭六〇労令一・平六労令二四・平一二労令二・平一二労令一二・平一二労令一八・平一二労令四一・平一五厚労令一七五・平二四厚労令六・令二厚労令二〇八・一部改正)

(都道府県労働局長が使用検査の業務を行う場合における規定の適用)

第十二条の二 法第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が前条の使用検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「登録製造時等検査機関」とあるのは「都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関」とする。

(平二四厚労令六・追加)

(使用検査を受けるときの措置)

第十三条 第六条の規定は、使用検査について準用する。

(落成検査)

第十四条 ボイラー(移動式ボイラーを除く。)を設置した者は、法第三十八条第三項の規定により、当該ボイラー及び当該ボイラーに係る次の事項について、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたボイラーについては、この限りでない。

一 第十八条のボイラー室

二 ボイラー及びその配管の配置状況

三 ボイラーの据付基礎並びに燃焼室及び煙道の構造

2 前項の規定による検査(以下この章において「落成検査」という。)は、構造検査又は使用検査に合格した後でなければ、受けることができない。

3 落成検査を受けようとする者は、ボイラー落成検査申請書(様式第十五号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより第十条の届出をしていないときは、同条のボイラー明細書及び書面その他落成検査に必要な書面を添付するものとする。

(昭五八労令二四・平一八厚労令一・平二六厚労令一三一・一部改正)

(ボイラー検査証)

第十五条 所轄労働基準監督署長は、落成検査に合格したボイラー又は前条第一項ただし書のボイラーについて、ボイラー検査証(様式第六号)を交付する。

2 ボイラーを設置している者は、ボイラー検査証を滅失し、又は損傷したときは、ボイラー検査証再交付申請書(様式第十六号)に次の書面を添えて、所轄労働基準監督署長(移動式ボイラーのボイラー検査証にあつては、当該ボイラー検査証を交付した者)に提出し、その再交付を受けなければならない。

一 ボイラー検査証を滅失したときは、その旨を明らかにする書面

二 ボイラー検査証を損傷したときは、当該ボイラー検査証

- 3 移動式ボイラーのボイラー検査証の再交付を受けた者は、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に届け出て、事業場の所在地、名称、種類及び有効期間その他必要な事項について記載を受けなければならない。

(平一二労令二・平二四厚労令六・一部改正)

(略)

(略)

第五節 性能検査

(ボイラー検査証の有効期間)

第三十七条 ボイラー検査証の有効期間は、一年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、構造検査又は使用検査を受けた後設置されていない移動式ボイラーであつて、その間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたものについては、当該移動式ボイラーの検査証の有効期間を構造検査又は使用検査の日から起算して二年を超えず、かつ、当該移動式ボイラーを設置した日から起算して一年を超えない範囲内で延長することができる。

(平一二労令一二・平一二労令一八・一部改正)

(性能検査等)

第三十八条 ボイラー検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、当該検査証に係るボイラー及び第十四条第一項各号に掲げる事項について、法第四十一条第二項の性能検査(以下「性能検査」という。)を受けなければならない。

- 2 法第四十一条第二項の登録性能検査機関(以下「登録性能検査機関」という。)は、前項の性能検査に合格したボイラーについて、そのボイラー検査証の有効期間を更新するものとする。この場合において、性能検査の結果により一年未満又は一年を超え二年以内の期間を定めて有効期間を更新することができる。

(平四労令二四・平一五厚労令一七五・一部改正)

(性能検査の手續に係る特例)

第三十八条の二 第四十条第一項ただし書のボイラーに係る性能検査を受けようとする者は、登録性能検査機関(法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により労働基準監督署長が当該性能検査を行う場合にあつては、所轄労働基準監督署長)に対し、自主検査の結果を明らかにする書面を提出することができる。

(令五厚労令二八・追加)

(性能検査の申請等)

第三十九条 法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により労働基準監督署長が行うボイラーに係る性能検査を受けようとする者は、ボイラー性能検査申請書(様式第十九号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(昭五九労令三・平一五厚労令一七五・一部改正)

(労働基準監督署長が性能検査の業務を行う場合における規定の適用)

第三十九条の二 法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により労働基準監督署長が第三十八条第二項の性能検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「法第四十一条第二項の登録性能検査機関」とあるのは「所轄労働基準監督署長又は法第四十一条第二項の登録性能検査機関」とする。

(平一五厚労令一七五・追加、平二四厚労令六・一部改正)

(性能検査を受けるときの措置)

第四十条 ボイラーに係る性能検査を受ける者は、ボイラー(燃焼室を含む。)及び煙道を冷却し、掃除し、その他性能検査に必要な準備をしなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が認めたボイラーについては、ボイラー(燃焼室を含む。)及び煙道の冷却及び掃除をしないことができる。

2 第六条第二項及び第三項の規定は、ボイラーに係る性能検査について準用する。この場合において、同条第二項中「都道府県労働局長」とあるのは、「労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

(平八労令二・平一二労令二・一部改正)

第六節 変更、休止及び廃止

(変更届)

第四十一条 事業者は、ボイラーについて、次の各号のいずれかに掲げる部分又は設備を変更しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により、ボイラー変更届(様式第二十号)にボイラー検査証及びその変更の内容を示す書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 一 胴、ドーム、炉筒、火室、鏡板、天井板、管板、管寄せ又はステー
- 二 附属設備
- 三 燃焼装置
- 四 据付基礎

(平一八厚労令一・平二六厚労令一三一・一部改正)

(変更検査)

第四十二条 ボイラーについて前条各号のいずれかに掲げる部分又は設備に変更を加えた者は、法第三十八条第三項の規定により、当該ボイラーについて所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基

準監督署長が当該検査の必要がないと認めたボイラーについては、この限りでない。

2 前項の規定による検査(以下この章において「変更検査」という。)を受けようとする者は、ボイラー変更検査申請書(様式第二十一号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより前条の届出をしていないときは、ボイラー検査証及び同条の書面その他変更検査に必要な書面を添付するものとする。

3 第六条第二項及び第三項の規定は、変更検査について準用する。この場合において、同条第二項中「都道府県労働局長」とあるのは、「労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

(昭五八労令二四・平一二労令二・平一八厚労令一・平二六厚労令一三一・一部改正)

(ボイラー検査証の裏書)

第四十三条 労働基準監督署長は、変更検査に合格したボイラー(前条第一項ただし書のボイラーを含む。)について、そのボイラー検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書を行なうものとする。

(事業者等の変更)

第四十四条 設置されたボイラーに関し事業者に変更があつたときは、変更後の事業者は、その変更後十日以内に、ボイラー検査証書替申請書(様式第十六号)にボイラー検査証を添えて、所轄労働基準監督署長に提出し、その書替えを受けなければならない。

(平一二労令二・平二四厚労令六・一部改正)

(休止)

第四十五条 ボイラーを設置している者がボイラーの使用を休止しようとする場合において、その休止しようとする期間がボイラー検査証の有効期間を経過した後にはわたるときは、当該ボイラー検査証の有効期間中にその旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。

(平一八厚労令一・一部改正)

(使用再開検査)

第四十六条 使用を休止したボイラーを再び使用しようとする者は、法第三十八条第三項の規定により、当該ボイラーについて所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。

2 前項の規定による検査(以下この章において「使用再開検査」という。)を受けようとする者は、ボイラー使用再開検査申請書(様式第二十二号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

3 第六条第二項及び第三項の規定は、使用再開検査について準用する。この場合において、同条第二項中「都道府県労働局長」とあるのは、「労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

(昭五八労令二四・平一二労令二・一部改正)

(ボイラー検査証の裏書)

第四十七条 労働基準監督署長は、使用再開検査に合格したボイラーについて、そのボイラー検査証に検査期日及び検査結果について、裏書を行なうものとする。

(ボイラー検査証の返還)

第四十八条 事業者は、ボイラーの使用を廃止したときは、遅滞なく、ボイラー検査証を所轄労働基準監督署長に返還しなければならない。

(平一二労令二・平二四厚労令六・一部改正)

第三章 第一種圧力容器

第一節 製造

(製造許可)

第四十九条 第一種圧力容器を製造しようとする者は、製造しようとする第一種圧力容器について、あらかじめ、所轄都道府県労働局長の許可を受けなければならない。ただし、既に当該許可を受けている第一種圧力容器と型式が同一である第一種圧力容器(以下「許可型式第一種圧力容器」という。)については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、第一種圧力容器製造許可申請書(様式第一号)に第一種圧力容器の構造を示す図面及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

一 強度計算

二 第一種圧力容器の製造及び検査のための設備の種類、能力及び数

三 工作責任者の経歴の概要

四 工作者の資格及び数

五 溶接によつて製造するときは、溶接施行法試験結果

(平一二労令二・平二四厚労令六・一部改正)

(変更報告)

第五十条 前条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る第一種圧力容器又は許可型式第一種圧力容器を製造する場合において、同条第二項第二号の設備又は同項第三号の工作責任者を変更したときは、遅滞なく、その旨を所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

(平一二労令二・一部改正)

(構造検査)

第五十一条 第一種圧力容器を製造した者は、法第三十八条第一項の規定により、登録製造時等検査機関の検査を受けなければならない。

2 溶接による第一種圧力容器については、第五十三条第一項の規定による検査に合格した後でなければ、前項の規定による検査(以下この章において「構造検査」という。)を受けることができない。

3 構造検査を受けようとする者は、第一種圧力容器構造検査申請書(様式第二号)に第一種圧力容器明細書(様式第二十三号)を添えて、登録製造時等検査機関に提出しなければならない。

4 登録製造時等検査機関は、構造検査に合格した第一種圧力容器に様式第四号による刻印を押し、その第一種圧力容器明細書を申請者に交付する。

5 登録製造時等検査機関は、構造検査に合格した移動式第一種圧力容器について、申請者に対し第一種圧力容器検査証(様式第六号)を交付する。

(平一二労令二・平二四厚労令六・令二厚労令二〇八・令五厚労令二八・一部改正)

(都道府県労働局長が構造検査の業務を行う場合における規定の適用)

第五十一条の二 法第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が前条の構造検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「登録製造時等検査機関」とあるのは「所轄都道府県労働局長(設置地で組み立てる第一種圧力容器にあつては、その設置地を管轄する都道府県労働局長)又は登録製造時等検査機関」とする。

(平二四厚労令六・追加)

(構造検査を受けるときの措置)

第五十二条 構造検査を受ける者は、次の事項を行なわなければならない。

一 第一種圧力容器を検査しやすい位置に置くこと。

二 水圧試験の準備をすること。

三 安全弁又はこれに代る安全装置(以下この章及び次章において「安全弁」という。)を取りそろえておくこと。

2 都道府県労働局長は、構造検査のために必要があると認めるときは、次の事項を構造検査を受ける者に命ずることができる。

一 第一種圧力容器の被覆物の全部又は一部を取り除くこと。

二 管若しくはリベットを抜き出し、又は板若しくは管に穴をあけること。

三 その他必要と認める事項

3 構造検査を受ける者は、当該検査に立ち会わなければならない。

(平一二労令二・一部改正)

(溶接検査)

第五十三条 溶接による第一種圧力容器の溶接をしようとする者は、法第三十八条第一項の規定により、当該第一種圧力容器について、登録製造時等検査機関の検査を受けなければならない。ただし、圧縮応力以外の応力を生じない部分のみが溶接による第一種圧力容器については、この限りでない。

2 前項の規定による検査(以下この章において「溶接検査」という。)を受けようとする者は、当該第一種圧力容器の溶接作業に着手する前に、第一種圧力容器溶接検査申請書(様式第七号)に第一種圧力容器溶接明細書(様式第八号)を添えて、登録製造時等検査機関に提出しなければならない。

3 登録製造時等検査機関は、溶接検査に合格した第一種圧力容器に様式第九号による刻印を押し、その第一種圧力容器溶接明細書を申請者に交付する。

(平一二労令二・平二四厚労令六・令二厚労令二〇八・一部改正)

(都道府県労働局長が溶接検査の業務を行う場合における規定の適用)

第五十三条の二 法第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が前条の溶接検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「登録製造時等検査機関」とあるのは「所轄都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関」とする。

(平二四厚労令六・追加)

(溶接検査を受けるときの措置)

第五十四条 第八条の規定は、溶接検査について準用する。

(略)

第二節 設置

(設置届)

第五十六条 事業者は、第一種圧力容器(移動式第一種圧力容器を除く。)を設置しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により、第一種圧力容器設置届(様式第二十四号)に第一種圧力容器明細書(様式第二十三号)並びに第一種圧力容器の設置場所の周囲の状況及び配管の状況を記載した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(昭五八労令二四・昭六〇労令一・平八労令二・平一八厚労令一・平二六厚労令一三一・令五厚労令二八・一部改正)

(移動式第一種圧力容器の設置報告)

第五十六条の二 移動式第一種圧力容器を設置しようとする者は、あらかじめ、第一種圧力容器設置報告書(様式第二十五号)に第一種圧力容器明細書(様式第二十三号)及び第一種圧力容器検査証(様式第六号)を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。

(令五厚労令二八・追加)

(使用検査)

第五十七条 次の者は、法第三十八条第一項の規定により、それぞれ当該第一種圧力容器について登録製造時等検査機関の検査を受けなければならない。

- 一 第一種圧力容器を輸入した者
 - 二 構造検査又はこの項の検査を受けた後一年以上(設置しない期間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めた第一種圧力容器については二年以上)設置されなかつた第一種圧力容器を設置しようとする者
 - 三 使用を廃止した第一種圧力容器を再び設置し、又は使用しようとする者
- 2 外国において第一種圧力容器を製造した者は、法第三十八条第二項の規定により、当該第一種圧力容器について登録製造時等検査機関の検査を受けることができる。当該検査が行われた場合においては、当該第一種圧力容器を輸入した者については、前項の規定は、適用しない。
- 3 前二項の規定による検査(以下この章において「使用検査」という。)を受けようとする者は、第一種圧力容器使用検査申請書(様式第十三号)に第一種圧力容器明細書(様式第二十三号)を添えて、登録製造時等検査機関に提出しなければならない。
- 4 第一種圧力容器を輸入し、又は外国において製造した者が使用検査を受けようとするときは、前項の申請書に当該申請に係る第一種圧力容器の構造が法第三十七条第二項の厚生労働大臣の定める基準(第一種圧力容器の構造に係る部分に限る。)に適合していることを厚生労働大臣が指定する者(外国に住所を有するものに限る。)が明らかにする書面を添付することができる。
- 5 登録製造時等検査機関は、使用検査に合格した第一種圧力容器に様式第四号による刻印を押し、その第一種圧力容器明細書を申請者に交付する。
- 6 登録製造時等検査機関は、使用検査に合格した移動式第一種圧力容器について、申請者に対し第一種圧力容器検査証(様式第六号)を交付する。

(昭五八労令二四・昭六〇労令一・平一二労令二・平一二労令一二・平一二労令一八・平一二労令四一・平二四厚労令六(平二四厚労令三二)・令二厚労令二〇八・令五厚労令二八・一部改正)

(都道府県労働局長が使用検査の業務を行う場合における規定の適用)

第五十七条の二 法第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が前条の使用検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「登録製造時等検査機関」とあるのは「都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関」とする。

(平二四厚労令六・追加)

(使用検査を受けるときの措置)

第五十八条 第五十二条の規定は、使用検査について準用する。

(落成検査)

第五十九条 第一種圧力容器(移動式第一種圧力容器を除く。)を設置した者は、法第三十八条第三項の規定により、当該第一種圧力容器及びその配管の状況について、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めた第一種圧力容器については、この限りでない。

2 前項の規定による検査(以下この章において「落成検査」という。)は、構造検査又は使用検査に合格した後でなければ、受けることができない。

3 落成検査を受けようとする者は、第一種圧力容器落成検査申請書(様式第十五号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより第五十六条の届出をしていないときは、同条の第一種圧力容器明細書及び書面その他落成検査に必要な書面を添付するものとする。

(昭五八労令二四・平一八厚労令一・平二六厚労令一三一・令五厚労令二八・一部改正)

(第一種圧力容器検査証)

第六十条 所轄労働基準監督署長は、落成検査に合格した第一種圧力容器又は前条第一項ただし書の第一種圧力容器について、第一種圧力容器検査証(様式第六号)を交付する。

2 第一種圧力容器を設置している者は、第一種圧力容器検査証を滅失し、又は損傷したときは、第一種圧力容器検査証再交付申請書(様式第十六号)に次の書面を添えて、所轄労働基準監督署長(移動式第一種圧力容器の第一種圧力容器検査証にあつては、当該第一種圧力容器検査証を交付した者)に提出し、その再交付を受けなければならない。

一 第一種圧力容器検査証を滅失したときは、その旨を明らかにする書面

二 第一種圧力容器検査証を損傷したときは、当該第一種圧力容器検査証

3 移動式第一種圧力容器の第一種圧力容器検査証の再交付を受けた者は、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に届け出て、事業場の所在地、名称、種類及び有効期間その他必要な事項について記載を受けなければならない。

(令五厚労令二八・一部改正)

(略)

第四節 性能検査

(第一種圧力容器検査証の有効期間)

第七十二条 第一種圧力容器検査証の有効期間は、一年とする。

2 前項の規定にかかわらず、構造検査又は使用検査を受けた後設置されていない移動式第一種圧力容器であつて、その間の保管状況が良好であると都道

府県労働局長が認めたものについては、当該移動式第一種圧力容器の検査証の有効期間を構造検査又は使用検査の日から起算して二年を超えず、かつ、当該移動式第一種圧力容器を設置した日から起算して一年を超えない範囲内で延長することができる。

(令五厚労令二八・一部改正)

(性能検査等)

第七十三条 第一種圧力容器検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、当該検査証に係る第一種圧力容器及びその配管の状況について、性能検査を受けなければならない。

2 登録性能検査機関は、前項の性能検査に合格した第一種圧力容器について、その第一種圧力容器検査証の有効期間を更新するものとする。この場合において、性能検査の結果により一年未満又は一年を超え二年以内の期間を定めて有効期間を更新することができる。

(平四労令二四・平一五厚労令一七五・一部改正)

(性能検査の手續に係る特例)

第七十三条の二 第七十五条第一項ただし書の第一種圧力容器に係る性能検査を受けようとする者は、登録性能検査機関(法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により労働基準監督署長が当該性能検査を行う場合にあつては、所轄労働基準監督署長)に対し、自主検査の結果を明らかにする書面を提出することができる。

(令五厚労令二八・追加)

(性能検査の申請等)

第七十四条 法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により労働基準監督署長が行う第一種圧力容器に係る性能検査を受けようとする者は、第一種圧力容器性能検査申請書(様式第十九号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(昭五九労令三・平一五厚労令一七五・一部改正)

(労働基準監督署長が性能検査の業務を行う場合における規定の適用)

第七十四条の二 法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により労働基準監督署長が第七十三条第二項の性能検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「登録性能検査機関」とあるのは「所轄労働基準監督署長又は登録性能検査機関」とする。

(平一五厚労令一七五・追加、平二四厚労令六・一部改正)

(性能検査を受けるときの措置)

第七十五条 第一種圧力容器に係る性能検査を受ける者は、第一種圧力容器を冷却し、掃除し、その他性能検査に必要な準備をしなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が認めた第一種圧力容器については、冷却及び掃除をしないことができる。

2 第五十二条第二項及び第三項の規定は、第一種圧力容器に係る性能検査について準用する。この場合において、同条第二項中「都道府県労働局長」とあるのは、「労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

(平八労令二・平一二労令二・一部改正)

第五節 変更、休止及び廃止

(変更届)

第七十六条 事業者は、第一種圧力容器の胴、鏡板、底板、管板、蓋板又はステータを変更しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により、第一種圧力容器変更届(様式第二十号)に第一種圧力容器検査証及び変更の内容を示す書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(平一八厚労令一・平二六厚労令一三一・一部改正)

(変更検査)

第七十七条 前条に規定する第一種圧力容器の部分に変更を加えた者は、法第三十八条第三項の規定により、当該第一種圧力容器について所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めた第一種圧力容器については、この限りでない。

2 前項の規定による検査(以下この章において「変更検査」という。)を受けようとする者は、第一種圧力容器変更検査申請書(様式第二十一号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより前条の届出をしていないときは、第一種圧力容器検査証及び同条の書面その他変更検査に必要な書面を添付するものとする。

3 第五十二条第二項及び第三項の規定は、変更検査について準用する。この場合において、同条第二項中「都道府県労働局長」とあるのは、「労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

(昭五八労令二四・平一二労令二・平一八厚労令一・平二六厚労令一三一・一部改正)

(第一種圧力容器検査証の裏書)

第七十八条 所轄労働基準監督署長は、変更検査に合格した第一種圧力容器(前条第一項ただし書の第一種圧力容器を含む。)について、その第一種圧力容器検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書を行なうものとする。

(事業者の変更)

第七十九条 設置された第一種圧力容器に関し事業者に変更があつたときは、変更後の事業者は、その変更後十日以内に、第一種圧力容器検査証書替申請書(様式第十六号)に第一種圧力容器検査証を添えて、所轄労働基準監督署長に提出し、その書替えを受けなければならない。

(休止)

第八十条 第一種圧力容器を設置している者が第一種圧力容器の使用を休止しようとする場合において、その休止しようとする期間が第一種圧力容器検査証の有効期間を経過した後にわたるときは、当該第一種圧力容器検査証の有効期間中にその旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。

(平一八厚労令一・一部改正)

(使用再開検査)

第八十一条 使用を休止した第一種圧力容器を再び使用しようとする者は、法第三十八条第三項の規定により、当該第一種圧力容器について所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。

2 前項の規定による検査(以下この章において「使用再開検査」という。)を受けようとする者は、第一種圧力容器使用再開検査申請書(様式第二十二号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

3 第五十二条第二項及び第三項の規定は、使用再開検査について準用する。この場合において、同条第二項中「都道府県労働局長」とあるのは、「労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

(昭五八労令二四・平一二労令二・一部改正)

(第一種圧力容器検査証の裏書)

第八十二条 労働基準監督署長は、使用再開検査に合格した第一種圧力容器について、その第一種圧力容器検査証に検査期日及び検査結果について裏書を行なうものとする。

(第一種圧力容器検査証の返還)

第八十三条 事業者は、第一種圧力容器の使用を廃止したときは、遅滞なく、第一種圧力容器検査証を所轄労働基準監督署長に返還しなければならない。

○クレーン等安全規則(昭和四十七年九月三十日労働省令第三十四号) (抄)
(略)

第二章 クレーン

第一節 製造及び設置

(製造許可)

第三条 クレーン(令第十二条第一項第三号のクレーンに限る。以下本条から第十条まで、第十六条及び第十七条並びにこの章第四節及び第五節において同じ。)を製造しようとする者は、その製造しようとするクレーンについて、あらかじめ、その事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長(以下「所轄都道府県労働局長」という。)の許可を受けなければならない。ただし、既に当該許可を受けているクレーンと型式が同一であるクレーン(以下この章において「許可型式クレーン」という。)については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、クレーン製造許可申請書(様式第一号)にクレーンの組立図及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

一 強度計算の基準

二 製造の過程において行なう検査のための設備の概要

三 主任設計者及び工作責任者の氏名及び経歴の概要

(平一二労令二・平一五厚労令一七五・一部改正)

(検査設備等の変更報告)

第四条 前条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係るクレーン又は許可型式クレーンを製造する場合において、同条第二項第二号の設備又は同項第三号の主任設計者若しくは工作責任者を変更したときは、遅滞なく、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

(平一二労令二・一部改正)

(設置届)

第五条 事業者は、クレーンを設置しようとするときは、労働安全衛生法(以下「法」という。)第八十八条第一項の規定により、クレーン設置届(様式第二号)にクレーン明細書(様式第三号)、クレーンの組立図、別表の上欄に掲げるクレーンの種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる構造部分の強度計算書及び次の事項を記載した書面を添えて、その事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長(以下「所轄労働基準監督署長」という。)に提出しなければならない。

一 据え付ける箇所周囲の状況

二 基礎の概要

三 走行クレーンにあつては、走行する範囲

(平一八厚労令一・平二六厚労令一三一・一部改正)

(落成検査)

第六条 クレーンを設置した者は、法第三十八条第三項の規定により、当該クレーンについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたクレーンについては、この限りでない。

- 2 前項の規定による検査(以下この節において「落成検査」という。)においては、クレーンの各部分の構造及び機能について点検を行なうほか、荷重試験及び安定度試験を行なうものとする。ただし、天井クレーン、橋形クレーン等転倒するおそれのないクレーンの落成検査においては、荷重試験に限るものとする。
- 3 前項の荷重試験は、クレーンに定格荷重の一・二五倍に相当する荷重(定格荷重が二百トンを超える場合は、定格荷重に五十トンを加えた荷重)の荷をつつて、つり上げ、走行、旋回、トロリの横行等の作動を行なうものとする。
- 4 第二項の安定度試験は、クレーンに定格荷重の一・二七倍に相当する荷重の荷をつつて、当該クレーンの安定に関し最も不利な条件で地切りすることにより行なうものとする。この場合において、逸走防止装置、レールクランプ等の装置は、作用させないものとする。
- 5 所轄労働基準監督署長は、落成検査を行なう前一年以内に第八条第一項の仮荷重試験が行なわれたクレーンについては、落成検査の一部を省略することができる。
- 6 落成検査を受けようとする者は、クレーン落成検査申請書(様式第四号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、法第八十八条第一項ただし書の規定による認定(以下「認定」という。)を受けたことにより前条の届出をしていないときは、同条の明細書、組立図、強度計算書及び書面その他落成検査に必要な書面を添付するものとする。

(昭五八労令二四・平一八厚労令一・平二六厚労令一三一・一部改正)

(落成検査を受ける場合の措置)

第七条 落成検査を受ける者は、当該検査を受けるクレーンについて、荷重試験及び安定度試験のための荷及び玉掛用具を準備しなければならない。

- 2 所轄労働基準監督署長は、落成検査のために必要があると認めるときは、当該検査に係るクレーンについて、次の事項を当該検査を受ける者に命ずることができる。
 - 一 安全装置を分解すること。

- 二 塗装の一部をはがすこと。
 - 三 リベットを抜き出し、又は部材の一部に穴をあけること。
 - 四 ワイヤロープの一部を切断すること。
 - 五 前各号に掲げる事項のほか、当該検査のため必要と認める事項
- 3 落成検査を受ける者は、当該検査に立ち会わなければならない。

(仮荷重試験)

第八条 第三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係るクレーン又は許可型式クレーンについて、所轄都道府県労働局長が行う仮荷重試験を受けることができる。

- 2 仮荷重試験を受けようとする者は、クレーン仮荷重試験申請書(様式第五号)にクレーンの組立図を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。
- 3 所轄都道府県労働局長は、仮荷重試験を行つたクレーンについて、仮荷重試験成績表(様式第六号)を作成し、前項の仮荷重試験を受けた者に交付するものとする。

(平一二労令二・一部改正)

(クレーン検査証)

第九条 所轄労働基準監督署長は、落成検査に合格したクレーン又は第六条第一項ただし書のクレーンについて、同条第六項の規定により申請書を提出した者に対し、クレーン検査証(様式第七号)を交付するものとする。

- 2 クレーンを設置している者は、クレーン検査証を滅失し、又は損傷したときは、クレーン検査証再交付申請書(様式第八号)に次の書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出し、再交付を受けなければならない。

一 クレーン検査証を滅失したときは、その旨を明らかにする書面

二 クレーン検査証を損傷したときは、当該クレーン検査証

- 3 クレーンを設置している者に異動があつたときは、クレーンを設置している者は、当該異動後十日以内に、クレーン検査証書替申請書(様式第八号)にクレーン検査証を添えて、所轄労働基準監督署長に提出し、書替えを受けなければならない。

(検査証の有効期間)

第十条 クレーン検査証の有効期間は、二年とする。ただし、落成検査の結果により当該期間を二年未満とすることができる。

(設置報告書)

第十一条 令第十三条第三項第十四号のクレーンを設置しようとする事業者は、あらかじめ、クレーン設置報告書(様式第九号)を所轄労働基準監督署長

に提出しなければならない。ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。

(平一五厚労令一七五・平一八厚労令一・一部改正)

(略)

第四節 性能検査

(性能検査)

第四十条 クレーンに係る法第四十一条第二項の性能検査(以下「性能検査」という。)においては、クレーンの各部分の構造及び機能について点検を行なうほか、荷重試験を行なうものとする。

2 第三十四条第四項の規定は、前項の荷重試験について準用する。

(性能検査の申請等)

第四十一条 クレーンに係る性能検査(法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により労働基準監督署長が行うものに限る。)を受けようとする者は、クレーン性能検査申請書(様式第十一号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(昭五九労令三・平一五厚労令一七五・一部改正)

(性能検査を受ける場合の措置)

第四十二条 第七条の規定(同条第一項中安定度試験に関する部分を除く。)は、前条のクレーンに係る性能検査を受ける場合について準用する。

(昭五九労令三・一部改正)

(検査証の有効期間の更新)

第四十三条 登録性能検査機関(法第四十一条第二項に規定する登録性能検査機関をいう。以下同じ。)は、クレーンに係る性能検査に合格したクレーンについて、クレーン検査証の有効期間を更新するものとする。この場合において、性能検査の結果により二年未満又は二年を超え三年以内の期間を定め有効期間を更新することができる。

(平四労令二四・平一五厚労令一七五・一部改正)

(労働基準監督署長が性能検査の業務を行う場合における規定の適用)

第四十三条の二 法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により労働基準監督署長がクレーンに係る性能検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合における前条の規定の適用については、同条中「登録性能検査機関」とあるのは「所轄労働基準監督署長又は登録性能検査機関」とする。

(平一五厚労令一七五・追加)

第五節 変更、休止、廃止等

(変更届)

第四十四条 事業者は、クレーンについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により、クレーン変更届(様式第十二号)にクレーン検査証及び変更しようとする部分(第五号に掲げるものを除く。)の図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 一 クレーンガーダ、ジブ、脚、塔その他の構造部分
- 二 原動機
- 三 ブレーキ
- 四 つり上げ機構
- 五 ワイヤロープ又はつりチェーン
- 六 フック、グラブバケット等のつり具

(平一八厚労令一・平二六厚労令一三一・一部改正)

(変更検査)

第四十五条 前条第一号に該当する部分に変更を加えた者は、法第三十八条第三項の規定により、当該クレーンについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたクレーンについては、この限りでない。

- 2 第六条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による検査(以下この節において「変更検査」という。)について準用する。
- 3 変更検査を受けようとする者は、クレーン変更検査申請書(様式第十三号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより前条の届出をしていないときは、同条の検査証及び図面その他変更検査に必要な書面を添付するものとする。

(昭五八労令二四・平一八厚労令一・平二六厚労令一三一・一部改正)

(変更検査を受ける場合の措置)

第四十六条 第七条の規定は、変更検査を受ける場合について準用する。

(検査証の裏書)

第四十七条 所轄労働基準監督署長は、変更検査に合格したクレーン又は第四十五条第一項ただし書のクレーンについて、当該クレーン検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書を行なうものとする。

(休止の報告)

第四十八条 クレーンを設置している者がクレーンの使用を休止しようとする場合において、その休止しようとする期間がクレーン検査証の有効期間を経過した後にはわたるときは、当該クレーン検査証の有効期間中にその旨を所轄

労働基準監督署長に報告しなければならない。ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。

(平一八厚労令一・一部改正)

(使用再開検査)

第四十九条 使用を休止したクレーンを再び使用しようとする者は、法第三十八条第三項の規定により、当該クレーンについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。

2 第六条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による検査(以下この節において「使用再開検査」という。)について準用する。

3 使用再開検査を受けようとする者は、クレーン使用再開検査申請書(様式第十四号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(昭五八労令二四・一部改正)

(使用再開検査を受ける場合の措置)

第五十条 第七条の規定は、使用再開検査を受ける場合について準用する。

(検査証の裏書)

第五十一条 所轄労働基準監督署長は、使用再開検査に合格したクレーンについて、当該クレーン検査証に検査期日及び検査結果について裏書を行なうものとする。

(検査証の返還)

第五十二条 クレーンを設置している者が当該クレーンについて、その使用を廃止したとき、又はつり上げ荷重を三トン未満(スタツカー式クレーンにあつては、一トン未満)に変更したときは、その者は、遅滞なく、クレーン検査証を所轄労働基準監督署長に返還しなければならない。

第三章 移動式クレーン

第一節 製造及び設置

(製造許可)

第五十三条 移動式クレーン(令第十二条第一項第四号の移動式クレーンに限る。以下本条から第六十一条まで、第六十三条及び第六十四条並びにこの章第四節及び第五節において同じ。)を製造しようとする者は、その製造しようとする移動式クレーンについて、あらかじめ、所轄都道府県労働局長の許可を受けなければならない。ただし、既に当該許可を受けている移動式クレーンと型式が同一である移動式クレーン(次条において「許可型式移動式クレーン」という。)については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、移動式クレーン製造許可申請書(様式第一号)に移動式クレーンの組立図及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

一 強度計算の基準

二 製造の過程において行なう検査のための設備の概要

三 主任設計者及び工作責任者の氏名及び経歴の概要

(昭五九労令三・平一二労令二・平一五厚労令一七五・一部改正)

(検査設備等の変更報告)

第五十四条 前条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る移動式クレーン又は許可型式移動式クレーンを製造する場合において、同条第二項第二号の設備又は同項第三号の主任設計者若しくは工作責任者を変更したときは、遅滞なく、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

(平一二労令二・一部改正)

(製造検査)

第五十五条 移動式クレーンを製造した者は、法第三十八条第一項の規定により、当該移動式クレーンについて、所轄都道府県労働局長の検査を受けなければならない。

2 前項の規定による検査(以下この節において「製造検査」という。)においては、移動式クレーンの各部分の構造及び機能について点検を行なうほか、荷重試験及び安定度試験を行なうものとする。

3 前項の荷重試験は、移動式クレーンに定格荷重の一・二五倍に相当する荷重(定格荷重が二百トンを超える場合は、定格荷重に五十トンを加えた荷重)の荷をつつて、つり上げ、旋回、走行等の作動を行なうものとする。

4 第二項の安定度試験は、移動式クレーンに定格荷重の一・二七倍に相当する荷重の荷をつつて、当該移動式クレーンの安定に関し最も不利な条件で地切りすることにより行なうものとする。

5 製造検査を受けようとする者は、移動式クレーン製造検査申請書(様式第十五号)に移動式クレーン明細書(様式第十六号)、移動式クレーンの組立図及び別表の上欄に掲げる移動式クレーンの種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる構造部分の強度計算書を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。この場合において、当該検査を受けようとする移動式クレーンが既に製造検査に合格している移動式クレーンと寸法及びつり上げ荷重が同一であるときは、当該組立図及び強度計算書の添付を省略することができる。

6 所轄都道府県労働局長は、製造検査に合格した移動式クレーンに様式第十七号による刻印を押し、かつ、その移動式クレーン明細書に様式第十八号に

よる製造検査済の印を押して前項の規定により申請書を提出した者に交付するものとする。

(平一二労令二・一部改正)

(製造検査を受ける場合の措置)

第五十六条 製造検査を受ける者は、当該検査を受ける移動式クレーンについて、次の事項を行わなければならない。

- 一 検査しやすい位置に移すこと。
 - 二 荷重試験及び安定度試験のための荷及び玉掛用具を準備すること。
- 2 所轄都道府県労働局長は、製造検査のために必要があると認めるときは、当該検査に係る移動式クレーンについて、次の事項を当該検査を受ける者に命ずることができる。
- 一 安全装置を分解すること。
 - 二 塗装の一部をはがすこと。
 - 三 リベットを抜き出し、又は部材の一部に穴をあけること。
 - 四 ワイヤロープの一部を切断すること。
 - 五 前各号に掲げる事項のほか、当該検査のため必要と認める事項
- 3 製造検査を受ける者は、当該検査に立ち会わなければならない。

(平一二労令二・一部改正)

(使用検査)

第五十七条 次の者は、法第三十八条第一項の規定により、当該移動式クレーンについて、都道府県労働局長の検査を受けなければならない。

- 一 移動式クレーンを輸入した者
 - 二 製造検査又はこの項若しくは次項の検査(以下この節において「使用検査」という。)を受けた後設置しないで二年以上(設置しない期間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めた移動式クレーンについては三年以上)経過した移動式クレーンを設置しようとする者
 - 三 使用を廃止した移動式クレーンを再び設置し、又は使用しようとする者
- 2 外国において移動式クレーンを製造した者は、法第三十八条第二項の規定により、当該移動式クレーンについて都道府県労働局長の検査を受けることができる。当該検査が行われた場合においては、当該移動式クレーンを輸入した者については、前項の規定は、適用しない。
- 3 第五十五条第二項から第四項までの規定は、使用検査について準用する。
- 4 使用検査を受けようとする者は、移動式クレーン使用検査申請書(様式第十九号)に移動式クレーン明細書、移動式クレーンの組立図及び第五十五条第五項の強度計算書を添えて、都道府県労働局長に提出しなければならない。

- 5 移動式クレーンを輸入し、又は外国において製造した者が使用検査を受けようとするときは、前項の申請書に当該申請に係る移動式クレーンの構造が法第三十七条第二項の厚生労働大臣の定める基準(移動式クレーンの構造に係る部分に限る。)に適合していることを厚生労働大臣が指定する者(外国に住所を有するものに限る。)が明らかにする書面を添付することができる。
- 6 都道府県労働局長は、使用検査に合格した移動式クレーンに様式第十七号による刻印を押し、かつ、その移動式クレーン明細書に様式第二十号による使用検査済の印を押し、第四項の規定により申請書を提出した者に交付するものとする。

(昭五八労令二四・昭六〇労令一・平一二労令二・平一二労令一二・平一二労令一八・平一二労令四一・一部改正)

(使用検査を受ける場合の措置)

第五十八条 第五十六条の規定は、使用検査を受ける場合について準用する。この場合において、同条第二項中「所轄都道府県労働局長」とあるのは、「都道府県労働局長」と読み替えるものとする。

(平一二労令二・一部改正)

(移動式クレーン検査証)

第五十九条 所轄都道府県労働局長又は都道府県労働局長は、それぞれ製造検査又は使用検査に合格した移動式クレーンについて、それぞれ第五十五条第五項又は第五十七条第四項の規定により申請書を提出した者に対し、移動式クレーン検査証(様式第二十一号)を交付するものとする。

- 2 移動式クレーンを設置している者は、移動式クレーン検査証を滅失し又は損傷したときは、移動式クレーン検査証再交付申請書(様式第八号)に次の書面を添えて、所轄労働基準監督署長を経由し移動式クレーン検査証の交付を受けた都道府県労働局長に提出し、再交付を受けなければならない。

- 一 移動式クレーン検査証を滅失したときは、その旨を明らかにする書面
- 二 移動式クレーン検査証を損傷したときは、当該移動式クレーン検査証

- 3 移動式クレーンを設置している者に異動があつたときは、移動式クレーンを設置している者は、当該異動後十日以内に、移動式クレーン検査証書替申請書(様式第八号)に移動式クレーン検査証を添えて、所轄労働基準監督署長を経由し移動式クレーン検査証の交付を受けた都道府県労働局長に提出し、書替えを受けなければならない。

(昭五三労令四五・昭五八労令二四・平一二労令二・一部改正)

(検査証の有効期間)

第六十条 移動式クレーン検査証の有効期間は、二年とする。ただし、製造検査又は使用検査の結果により当該期間を二年未満とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、製造検査又は使用検査を受けた後設置されていない移動式クレーンであつて、その間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたものについては、当該移動式クレーンの検査証の有効期間を製造検査又は使用検査の日から起算して三年を超えず、かつ、当該移動式クレーンを設置した日から起算して二年を超えない範囲内で延長することができる。

(平一二労令一二・平一二労令一八・一部改正)

(設置報告書)

第六十一条 移動式クレーンを設置しようとする事業者は、あらかじめ、移動式クレーン設置報告書(様式第九号)に移動式クレーン明細書(製造検査済又は使用検査済の印を押したもの)及び移動式クレーン検査証を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。

(昭五九労令三・平一八厚労令一・一部改正)

(略)

第四節 性能検査

(性能検査)

第八十一条 移動式クレーンに係る性能検査においては、移動式クレーンの各部分の構造及び機能について点検を行なうほか、荷重試験を行なうものとする。

2 第七十六条第四項の規定は、前項の荷重試験について準用する。

(性能検査の申請等)

第八十二条 移動式クレーンに係る性能検査(法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により労働基準監督署長が行うものに限る。)を受けようとする者は、移動式クレーン性能検査申請書(様式第十一号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(昭五九労令三・平一五厚労令一七五・一部改正)

(性能検査を受ける場合の措置)

第八十三条 第五十六条の規定(同条第一項第二号中安定度試験に関する部分を除く。)は、前条の移動式クレーンに係る性能検査を受ける場合について準用する。この場合において、第五十六条第二項中「所轄都道府県労働局長」とあるのは、「所轄労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

(昭五九労令三・平一二労令二・一部改正)

(検査証の有効期間の更新)

第八十四条 登録性能検査機関は、移動式クレーンに係る性能検査に合格した移動式クレーンについて、移動式クレーン検査証の有効期間を更新するもの

とする。この場合において、性能検査の結果により二年未満又は二年を超え三年以内の期間を定めて有効期間を更新することができる。

(平四労令二四・平一五厚労令一七五・一部改正)

(労働基準監督署長が性能検査の業務を行う場合における規定の適用)

第八十四条の二 法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により労働基準監督署長が移動式クレーンに係る性能検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合における前条の規定の適用については、同条中「登録性能検査機関」とあるのは「所轄労働基準監督署長又は登録性能検査機関」とする。

(平一五厚労令一七五・追加)

第五節 変更、休止、廃止等

(変更届)

第八十五条 事業者は、移動式クレーンについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により、移動式クレーン変更届(様式第十二号)に移動式クレーン検査証及び変更しようとする部分(第五号に掲げるものを除く。)の図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 一 ジブその他の構造部分
- 二 原動機
- 三 ブレーキ
- 四 つり上げ機構
- 五 ワイヤロープ又はつりチェーン
- 六 フック、グラブバケット等のつり具
- 七 台車

(平一八厚労令一・平二六厚労令一三一・一部改正)

(変更検査)

第八十六条 前条第一号又は第七号に該当する部分に変更を加えた者は、法第三十八条第三項の規定により、当該移動式クレーンについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めた移動式クレーンについては、この限りでない。

- 2 第五十五条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による検査(以下この節において「変更検査」という。)について準用する。
- 3 変更検査を受けようとする者は、移動式クレーン変更検査申請書(様式第十三号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合にお

いて、認定を受けたことにより前条の届出をしていないときは、同条の検査証及び図面その他変更検査に必要な書面を添付するものとする。

(昭五八労令二四・平一八厚労令一・平二六厚労令一三一・一部改正)

(変更検査を受ける場合の措置)

第八十七条 第五十六条の規定は、変更検査を受ける場合について準用する。

この場合において同条第二項中「所轄都道府県労働局長」とあるのは、「所轄労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

(平一二労令二・一部改正)

(検査証の裏書)

第八十八条 所轄労働基準監督署長は、変更検査に合格した移動式クレーン又は第八十六条第一項ただし書の移動式クレーンについて、当該移動式クレーン検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書を行なうものとする。

(休止の報告)

第八十九条 移動式クレーンを設置している者が移動式クレーンの使用を休止しようとする場合において、その休止しようとする期間が移動式クレーン検査証の有効期間を経過した後にわたるときは、当該移動式クレーン検査証の有効期間中にその旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。

(平一八厚労令一・一部改正)

(使用再開検査)

第九十条 使用を休止した移動式クレーンを再び使用しようとする者は、法第三十八条第三項の規定により、当該移動式クレーンについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。

2 第五十五条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による検査(以下この節において「使用再開検査」という。)について準用する。

3 使用再開検査を受けようとする者は、移動式クレーン使用再開検査申請書(様式第十四号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(昭五八労令二四・一部改正)

(使用再開検査を受ける場合の措置)

第九十一条 第五十六条の規定は、使用再開検査を受ける場合について準用する。この場合において、同条第二項中「所轄都道府県労働局長」とあるのは、「所轄労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

(平一二労令二・一部改正)

(検査証の裏書)

第九十二条 所轄労働基準監督署長は、使用再開検査に合格した移動式クレーンについて、当該移動式クレーン検査証に検査期日及び検査結果について裏書を行なうものとする。

(検査証の返還)

第九十三条 移動式クレーンを設置している者が当該移動式クレーンについて、その使用を廃止したとき、又はつり上げ荷重を三トン未満に変更したときは、その者は、遅滞なく、移動式クレーン検査証を所轄労働基準監督署長に返還しなければならない。

第四章 デリック

第一節 製造及び設置

(製造許可)

第九十四条 デリック(令第十二条第一項第五号のデリックに限る。以下本条から第百条まで、第百三条及び第百四条並びにこの章第四節及び第五節において同じ。)を製造しようとする者は、その製造しようとするデリックについて、あらかじめ、所轄都道府県労働局長の許可を受けなければならない。ただし、既に当該許可を受けているデリックと型式が同一であるデリック(次条において「許可型式デリック」という。)については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、デリック製造許可申請書(様式第一号)にデリックの組立図及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

一 強度計算の基準

二 製造の過程において行なう検査のための設備の概要

三 主任設計者及び工作責任者の氏名及び経歴の概要

(平一二労令二・平一五厚労令一七五・一部改正)

(検査設備等の変更報告)

第九十五条 前条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係るデリック又は許可型式デリックを製造する場合において、同条第二項第二号の設備又は同項第三号の主任設計者若しくは工作責任者を変更したときは、遅滞なく、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

(平一二労令二・一部改正)

(設置届)

第九十六条 事業者は、デリックを設置しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により、デリック設置届(様式第二十三号)にデリック明細書(様式第二十四号)、デリックの組立図、別表の上欄に掲げるデリックの種類に

応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる構造部分の強度計算書及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 一 据え付ける箇所周囲の状況
- 二 基礎の概要
- 三 控えの固定の方法

- 2 土木、建築等の工事の作業に用いるデリックについては、同一の作業場において移設する必要がある、かつ、当該移設する箇所を予定することができるときは、当該移設についての第一項の規定による届出は、当該移設前の設置についての同項の規定による届出と併せて行うことができる。

(平一八厚労令一・平二六厚労令一三一・一部改正)

(落成検査)

第九十七条 デリックを設置した者は、法第三十八条第三項の規定により、当該デリックについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたデリックについては、この限りでない。

- 2 前項の規定による検査(以下この節において「落成検査」という。)においては、デリックの各部分の構造及び機能について点検を行なうほか、荷重試験を行なうものとする。
- 3 前項の荷重試験は、デリックに定格荷重の一・二五倍に相当する荷重(定格荷重が二百トンを超える場合は、定格荷重に五十トンを加えた荷重)の荷重をつつて、つり上げ、旋回及びブームの起伏の作動を行なうものとする。
- 4 落成検査を受けようとする者は、デリック落成検査申請書(様式第四号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより前条第一項の届出をしていないときは、同項の明細書、組立図、強度計算書及び書面その他落成検査に必要な書面を添付するものとする。

(昭五八労令二四・平一八厚労令一・平二六厚労令一三一・一部改正)

(落成検査を受ける場合の措置)

第九十八条 落成検査を受ける者は、当該検査を受けるデリックについて、荷重試験のための荷及び玉掛用具を準備しなければならない。

- 2 所轄労働基準監督署長は、落成検査のために必要があると認めるときは、当該検査に係るデリックについて、次の事項を当該検査を受ける者に命ずることができる。
 - 一 安全装置を分解すること。
 - 二 塗装の一部をはがすこと。
 - 三 リベットを抜き出し、又は部材の一部に穴をあけること。

四 ワイヤロープの一部を切断すること。

五 前各号に掲げる事項のほか、当該検査のため必要と認める事項

3 落成検査を受ける者は、当該検査に立ち会わなければならない。

(デリック検査証)

第九十九条 所轄労働基準監督署長は、落成検査に合格したデリック又は第九十七条第一項ただし書のデリックについて、同条第四項の規定により申請書を提出した者に対し、デリック検査証(様式第七号)を交付するものとする。この場合において、土木、建築等の工事の作業に用いるデリックで、第九十六条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により届出がなされた場合における移設後のデリックについてのデリック検査証の交付については、当該移設前のデリックについてのデリック検査証の交付をもつてこれに代えることができる。

2 デリックを設置している者は、デリック検査証を滅失し又は損傷したときは、デリック検査証再交付申請書(様式第八号)に次の書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出し、再交付を受けなければならない。

一 デリック検査証を滅失したときは、その旨を明らかにする書面

二 デリック検査証を損傷したときは、当該デリック検査証

3 デリックを設置している者に異動があつたときは、デリックを設置している者は、当該異動後十日以内に、デリック検査証書替申請書(様式第八号)にデリック検査証を添えて、所轄労働基準監督署長に提出し、書替えを受けなければならない。

(平二六厚労令一三一・一部改正)

(検査証の有効期間)

第一百条 デリック検査証の有効期間は、二年とする。ただし、落成検査の結果により当該期間を二年未満とすることができる。

(設置報告書)

第一百一条 令第十三条第三項第十六号のデリック(設置から廃止までの期間が六十日未満のものを除く。)を設置しようとする事業者は、あらかじめ、デリック設置報告書(様式第二十五号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。

(平一五厚労令一七五・平一八厚労令一・一部改正)

(略)

第四節 性能検査

(性能検査)

第二百五条 デリックに係る性能検査においては、デリックの各部分の構造及び機能について点検を行なうほか、荷重試験を行なうものとする。

2 第百十九条第四項の規定は、前項の荷重試験について準用する。

(性能検査の申請等)

第百二十六条 デリックに係る性能検査(法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により労働基準監督署長が行うものに限る。)を受けようとする者は、デリック性能検査申請書(様式第十一号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(昭五九労令三・平一五厚労令一七五・一部改正)

(性能検査を受ける場合の措置)

第百二十七条 第九十八条の規定は、前条のデリックに係る性能検査を受ける場合について準用する。

(昭五九労令三・一部改正)

(検査証の有効期間の更新)

第百二十八条 登録性能検査機関は、デリックに係る性能検査に合格したデリックについて、デリック検査証の有効期間を更新するものとする。この場合において、性能検査の結果により二年未満又は二年を超え三年以内の期間を定めて有効期間を更新することができる。

(平四労令二四・平一五厚労令一七五・一部改正)

(労働基準監督署長が性能検査の業務を行う場合における規定の適用)

第百二十八条の二 法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により労働基準監督署長がデリックに係る性能検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合における前条の規定の適用については、同条中「登録性能検査機関」とあるのは「所轄労働基準監督署長又は登録性能検査機関」とする。

(平一五厚労令一七五・追加)

第五節 変更、休止、廃止等

(変更届)

第百二十九条 事業者は、デリックについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により、デリック変更届(様式第十二号)にデリック検査証及び変更しようとする部分(第五号に掲げるものを除く。)の図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 一 マスト、ブーム、控えその他の構造部分
- 二 原動機
- 三 ブレーキ
- 四 つり上げ機構
- 五 ワイヤロープ又はつりチェーン

六 フック、グラブバケツ等のつり具

七 基礎

(平一八厚労令一・平二六厚労令一三一・一部改正)

(変更検査)

第三百三十条 前条第一号又は第七号に該当する部分に変更を加えた者は、法第三十八条第三項の規定により、当該デリックについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたデリックについては、この限りでない。

2 第九十七条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による検査(以下この節において「変更検査」という。)について準用する。

3 変更検査を受けようとする者は、デリック変更検査申請書(様式第十三号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより前条の届出をしていないときは、同条の検査証及び図面その他変更検査に必要な書面を添付するものとする。

(昭五八労令二四・平一八厚労令一・平二六厚労令一三一・一部改正)

(変更検査を受ける場合の措置)

第三百三十一条 第九十八条の規定は、変更検査を受ける場合について準用する。

(検査証の裏書)

第三百三十二条 所轄労働基準監督署長は、変更検査に合格したデリック又は第三百三十条第一項ただし書のデリックについて、当該デリック検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書を行なうものとする。

(休止の報告)

第三百三十三条 デリックを設置している者がデリックの使用を休止しようとする場合において、その休止しようとする期間がデリック検査証の有効期間を経過した後には、当該デリック検査証の有効期間中にその旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。

(平一八厚労令一・一部改正)

(使用再開検査)

第三百三十四条 使用を休止したデリックを再び使用しようとする者は、法第三十八条第三項の規定により、当該デリックについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。

2 第九十七条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による検査(以下この節において「使用再開検査」という。)について準用する。

3 使用再開検査を受けようとする者は、デリック使用再開検査申請書(様式第十四号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(昭五八労令二四・一部改正)

(使用再開検査を受ける場合の措置)

第三百三十五条 第九十八条の規定は、使用再開検査を受ける場合について準用する。

(検査証の裏書)

第三百三十六条 所轄労働基準監督署長は、使用再開検査に合格したデリックについて、当該デリック検査証に検査期日及び検査結果について裏書を行なうものとする。

(検査証の返還)

第三百三十七条 デリックを設置している者が当該デリックについて、その使用を廃止したとき、又はつり上げ荷重を二トン未満に変更したときは、その者は、遅滞なく、デリック検査証(第九十九条第一項の規定により移設前のデリックについてのデリック検査証の交付をもつて代えられた場合における当該デリック検査証を除く。)を所轄労働基準監督署長に返還しなければならない。

第五章 エレベーター

第一節 製造及び設置

(製造許可)

第三百三十八条 エレベーター(令第十二条第一項第六号のエレベーターに限る。以下本条から第四百四十四条まで、第四百七条及び第四百八条並びにこの章第四節及び第五節において同じ。)を製造しようとする者は、その製造しようとするエレベーターについて、あらかじめ、所轄都道府県労働局長の許可を受けなければならない。ただし、すでに当該許可を受けているエレベーターと型式が同一であるエレベーター(次条において「許可型式エレベーター」という。)については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、エレベーター製造許可申請書(様式第一号)にエレベーターの組立図及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

一 強度計算の基準

二 製造の過程において行なう検査のための設備の概要

三 主任設計者及び工作責任者の氏名及び経歴の概要

(平一二労令二・平一五厚労令一七五・一部改正)

(検査設備等の変更報告)

第百三十九条 前条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係るエレベーター又は許可型式エレベーターを製造する場合において、同条第二項第二号の設備又は同項第三号の主任設計者若しくは工作責任者を変更したときは、遅滞なく、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

(平一二労令二・一部改正)

(設置届)

第百四十条 事業者は、エレベーターを設置しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により、エレベーター設置届(様式第二十六号)にエレベーター明細書(様式第二十七号)、エレベーターの組立図、別表の上欄に掲げるエレベーターの種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる構造部分の強度計算書及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 据え付ける箇所の周囲の状況

二 屋外に設置するエレベーターにあつては、基礎の概要及び控えの固定の方法

2 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物のエレベーターについて前項の規定による届出をしようとする者は、エレベーター設置届に同条第一項(同法第八十七条の四において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請書のうちエレベーターに関する部分の写し及び同法第六条第四項(同法第八十七条の四において準用する場合を含む。)の規定による確認済証の写しを添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(平一五厚労令一七五・平一八厚労令一・平二六厚労令一三一・令元厚労令六七・一部改正)

(落成検査)

第百四十一条 エレベーターを設置した者は、法第三十八条第三項の規定により、当該エレベーターについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたとエレベーター及び前条第二項のエレベーターについては、この限りでない。

2 前項の規定による検査(以下この節において「落成検査」という。)においては、エレベーターの各部分の構造及び機能について点検を行なうほか、荷重試験を行なうものとする。

3 前項の荷重試験は、エレベーターに積載荷重の一・二倍に相当する荷重の荷をのせて、昇降の作動を行なうものとする。

4 落成検査を受けようとする者は、エレベーター落成検査申請書(様式第四号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより前条第一項の届出をしていないときは、同項の明細書、組立図、強度計算書及び書面その他落成検査に必要な書面を添付するものとする。

5 前条第二項のエレベーターについて同条第一項の届出を行つた者(認定を受けたことにより同項の届出をしていない者を含む。)は、建築基準法第七条第五項(同法第八十七条の四において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の写しを所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(昭五八労令二四・平一二労令一二・平一八厚労令一・平二六厚労令一三一・令元厚労令六七・一部改正)

(落成検査を受ける場合の措置)

第四百二十二条 落成検査を受ける者は、当該検査を受けるエレベーターについて、荷重試験のための荷を準備しなければならない。

2 所轄労働基準監督署長は、落成検査のために必要があると認める事項を、当該検査を受ける者に命ずることができる。

3 落成検査を受ける者は、当該検査に立ち会わなければならない。

(エレベーター検査証)

第四百十三条 所轄労働基準監督署長は、落成検査に合格したエレベーター又は第四百十一条第一項ただし書のエレベーターについて、同条第四項の規定により申請書を提出した者又は同条第五項の規定により検査済証の写しを提出した者に対し、エレベーター検査証(様式第二十八号)を交付するものとする。

2 エレベーターを設置している者は、エレベーター検査証を滅失し又は損傷したときは、エレベーター検査証再交付申請書(様式第八号)に次の書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出し、再交付を受けなければならない。

一 エレベーター検査証を滅失したときは、その旨を明らかにする書面

二 エレベーター検査証を損傷したときは、当該エレベーター検査証

3 エレベーターを設置している者に異動があつたときは、エレベーターを設置している者は、当該異動後十日以内に、エレベーター検査証書替申請書(様式第八号)にエレベーター検査証を添えて、所轄労働基準監督署長に提出し、書替えを受けなければならない。

(検査証の有効期間)

第四百十四条 エレベーター検査証の有効期間は、一年とする。

(設置報告書)

第四百四十五条 令第十三条第三項第十七号のエレベーター(設置から廃止までの期間が六十日未満のものを除く。)を設置しようとする事業者は、あらかじめ、エレベーター設置報告書(様式第二十九号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。

(平九労令一三・平一五厚労令一七五・平一八厚労令一・一部改正)

(略)

第四節 性能検査

(性能検査)

第五十九条 エレベーターに係る性能検査においては、エレベーターの各部分の構造及び機能について点検を行なうほか、荷重試験を行なうものとする。

- 2 前項の荷重試験は、エレベーターに積載荷重に相当する荷重の荷をのせて、昇降の作動を定格速度により行なうものとする。

(性能検査の申請等)

第六十条 エレベーターに係る性能検査(法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により労働基準監督署長が行うものに限る。)を受けようとする者は、エレベーター性能検査申請書(様式第十一号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(昭五九労令三・平一五厚労令一七五・一部改正)

(性能検査を受ける場合の措置)

第六十一条 第四百十二条の規定は、前条のエレベーターに係る性能検査を受ける場合について準用する。

(昭五九労令三・一部改正)

(検査証の有効期間の更新)

第六十二条 登録性能検査機関は、エレベーターに係る性能検査に合格したエレベーターについて、エレベーター検査証の有効期間を更新するものとする。この場合において、性能検査の結果により一年未満又は一年を超え二年以内の期間を定めて有効期間を更新することができる。

(平四労令二四・平一五厚労令一七五・一部改正)

(労働基準監督署長が性能検査の業務を行う場合における規定の適用)

第六十二条の二 法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により労働基準監督署長がエレベーターに係る性能検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合における前条の規定の適用については、同条中「登録性能検査機関」とあるのは「所轄労働基準監督署長又は登録性能検査機関」とする。

(平一五厚労令一七五・追加)

第五節 変更、休止、廃止等

(変更届)

第百六十三条 事業者は、エレベーターについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により、エレベーター変更届(様式第十二号)にエレベーター検査証及び変更しようとする部分(第四号に掲げるものを除く。)の図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 一 搬器又はカウンターウエイト
- 二 巻上げ機又は原動機
- 三 ブレーキ
- 四 ワイヤロープ
- 五 屋外に設置されているエレベーターにあつては、昇降路塔、ガイドレール支持塔又は控え

(平一八厚労令一・平二六厚労令一三一・一部改正)

(変更検査)

第百六十四条 前条第一号又は第五号に該当する部分について変更を加えた者は、法第三十八条第三項の規定により、当該エレベーターについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたエレベーターについては、この限りでない。

- 2 第百四十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による検査(以下この節において「変更検査」という。)について準用する。
- 3 変更検査を受けようとする者は、エレベーター変更検査申請書(様式第十三号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより前条の届出をしていないときは、同条の検査証及び図面その他変更検査に必要な書面を添付するものとする。

(昭五八労令二四・平一八厚労令一・平二六厚労令一三一・一部改正)

(変更検査を受ける場合の措置)

第百六十五条 第百四十二条の規定は、変更検査を受ける場合について準用する。

(検査証の裏書)

第百六十六条 所轄労働基準監督署長は、変更検査に合格したエレベーター又は第百六十四条第一項ただし書のエレベーターについて、当該エレベーター検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書を行なうものとする。

(休止の報告)

第百六十七条 エレベーターを設置している者がエレベーターの使用を休止しようとする場合において、その休止しようとする期間がエレベーター検査証の有効期間を経過した後にわたるときは、当該エレベーター検査証の有効期間中にその旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。

(平一八厚労令一・一部改正)

(使用再開検査)

第百六十八条 使用を休止したエレベーターを再び使用しようとする者は、法第三十八条第三項の規定により、当該エレベーターについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。

- 2 第百四十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による検査(以下この節において「使用再開検査」という。)について準用する。
- 3 使用再開検査を受けようとする者は、エレベーター使用再開検査申請書(様式第十四号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(昭五八労令二四・一部改正)

(使用再開検査を受ける場合の措置)

第百六十九条 第百四十二条の規定は、使用再開検査を受ける場合について準用する。

(検査証の裏書)

第百七十条 所轄労働基準監督署長は、使用再開検査に合格したエレベーターについて、当該エレベーター検査証に検査期日及び検査結果について裏書を行なうものとする。

(検査証の返還)

第百七十一条 エレベーターを設置している者が当該エレベーターの使用を廃止したときは、その者は、遅滞なく、エレベーター検査証を所轄労働基準監督署長に返還しなければならない。

第六章 建設用リフト

第一節 製造及び設置

(製造許可)

第百七十二条 建設用リフト(令第十二条第一項第七号の建設用リフトに限る。以下本条から第百七十八条まで、第百八十条及び第百八十一条並びにこの章第四節において同じ。)を製造しようとする者は、その製造しようとする建設用リフトについて、あらかじめ、所轄都道府県労働局長の許可を受けなければならない。ただし、既に当該許可を受けている建設用リフトと型式

が同一である建設用リフト(次条において「許可型式建設用リフト」という。)については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、建設用リフト製造許可申請書(様式第一号)に建設用リフトの組立図及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

一 強度計算の基準

二 製造の過程において行なう検査のための設備の概要

三 主任設計者及び工作責任者の氏名及び経歴の概要

(平一二労令二・平一五厚労令一七五・一部改正)

(検査設備等の変更報告)

第七十三条 前条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る建設用リフト又は許可型式建設用リフトを製造する場合において、同条第二項第二号の設備又は同項第三号の主任設計者若しくは工作責任者を変更したときは、遅滞なく、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

(平一二労令二・一部改正)

(設置届)

第七十四条 事業者は、建設用リフトを設置しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により、建設用リフト設置届(様式第三十号)に建設用リフト明細書(様式第三十一号)、建設用リフトの組立図、別表の上欄に掲げる建設用リフトの種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる構造部分の強度計算書及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 据え付ける箇所周囲の状況

二 基礎の概要

三 控えの固定の方法

(平一八厚労令一・平二六厚労令一三一・一部改正)

(落成検査)

第七十五条 建設用リフトを設置した者は、法第三十八条第三項の規定により、当該建設用リフトについて所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めた建設用リフトについては、この限りでない。

2 前項の規定による検査(以下この節において「落成検査」という。)においては、建設用リフトの各部分の構造及び機能について点検を行なうほか、荷重試験を行なうものとする。

3 前項の荷重試験は、建設用リフトに積載荷重の一・二倍に相当する荷重の荷をのせて、昇降の作動を行なうものとする。

- 4 落成検査を受けようとする者は、建設用リフト落成検査申請書(様式第四号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより前条の届出をしていないときは、同条の明細書、組立図、強度計算書及び書面その他落成検査に必要な書面を添付するものとする。

(昭五八労令二四・平一八厚労令一・平二六厚労令一三一・一部改正)
(落成検査を受ける場合の措置)

第七十六条 落成検査を受ける者は、当該検査を受ける建設用リフトについて、荷重試験のための荷を準備しなければならない。

- 2 所轄労働基準監督署長は、落成検査のために必要があると認めるときは、当該検査に係る建設用リフトについて、次の事項を当該検査を受ける者に命ずることができる。

- 一 塗装の一部をはがすこと。
- 二 リベットを抜き出し、又は部材の一部に穴をあけること。
- 三 ワイヤロープの一部を切断すること。
- 四 前各号に掲げる事項のほか、当該検査のため必要と認める事項

- 3 落成検査を受ける者は、当該検査に立ち会わなければならない。

(建設用リフト検査証)

第七十七条 所轄労働基準監督署長は、落成検査に合格した建設用リフト又は第七十五条第一項ただし書の建設用リフトについて、同条第四項の規定により申請書を提出した者に対し、建設用リフト検査証(様式第三十二号)を交付するものとする。

- 2 建設用リフトを設置している者は、建設用リフト検査証を滅失し又は損傷したときは、建設用リフト検査証再交付申請書(様式第八号)に次の書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出し、再交付を受けなければならない。

- 一 建設用リフト検査証を滅失したときは、その旨を明らかにする書面
- 二 建設用リフト検査証を損傷したときは、当該建設用リフト検査証

- 3 建設用リフトを設置している者に異動があつたときは、建設用リフトを設置している者は、当該異動後十日以内に、建設用リフト検査証書替申請書(様式第八号)に建設用リフト検査証を添えて、所轄労働基準監督署長に提出し、書替えを受けなければならない。

(検査証の有効期間)

第七十八条 建設用リフト検査証の有効期間は、建設用リフトの設置から廃止までの期間とする。

(略)

第四節 変更及び廃止

(変更届)

第百九十七条 事業者は、建設用リフトについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により、建設用リフト変更届(様式第十二号)に建設用リフト検査証及び変更しようとする部分(第六号に掲げるものを除く。)の図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 一 ガイドレール又は昇降路
- 二 搬器
- 三 原動機
- 四 ブレーキ
- 五 ウインチ
- 六 ワイヤロープ

(平一八厚労令一・平二六厚労令一三一・一部改正)

(変更検査)

第百九十八条 前条第一号又は第二号に該当する部分に変更を加えた者は、法第三十八条第三項の規定により、当該建設用リフトについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めた建設用リフトについては、この限りでない。

- 2 第百七十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による検査(以下この節において「変更検査」という。)について準用する。
- 3 変更検査を受けようとする者は、建設用リフト変更検査申請書(様式第十三号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより前条の届出をしていないときは、同条の検査証及び図面その他変更検査に必要な書面を添付するものとする。

(昭五八労令二四・平一八厚労令一・平二六厚労令一三一・一部改正)

(変更検査を受ける場合の措置)

第百九十九条 第百七十六条の規定は、変更検査を受ける場合について準用する。

(検査証の裏書)

第二百条 所轄労働基準監督署長は、変更検査に合格した建設用リフト又は第百九十八条第一項のただし書の建設用リフトについて、当該建設用リフト検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書を行なうものとする。

(検査証の返還)

第二百一条 建設用リフトを設置している者が当該建設用リフトの使用を廃止したときは、その者は、遅滞なく、建設用リフト検査証を所轄労働基準監督署長に返還しなければならない。

(略)

○ Gondola安全規則(昭和四十七年九月三十日労働省令第三十五号) (抄)
(略)

第二章 製造及び設置

(製造許可)

第二条 Gondolaを製造しようとする者は、その製造しようとするGondolaについて、あらかじめ、その事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長(以下「所轄都道府県労働局長」という。)の許可を受けなければならない。ただし、既に許可を受けているGondolaと型式が同一であるGondola(以下次条において「許可型式Gondola」という。)については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、Gondola製造許可申請書(様式第一号)にGondolaの組立図及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

一 強度計算の基準

二 製造の過程において行なう検査のための設備の概要

三 主任設計者及び工作責任者の氏名及び経歴の概要

(平一二労令二・一部改正)

(検査設備等の変更報告)

第三条 前条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係るGondola又は許可型式Gondolaを製造する場合において、同条第二項第二号の設備又は同項第三号の主任設計者若しくは工作責任者を変更したときは、遅滞なく、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

(平一二労令二・一部改正)

(製造検査)

第四条 Gondolaを製造した者は、労働安全衛生法(以下「法」という。)第三十八条第一項の規定により、当該Gondolaについて、所轄都道府県労働局長の検査を受けなければならない。

2 前項の規定による検査(以下「製造検査」という。)においては、Gondolaの各部分の構造及び機能について点検を行なうほか、荷重試験を行なうものとする。

3 前項の荷重試験は、次の各号のいずれかに定めるところによるものとする。

一 下降のみに使用されるGondola以外のGondolaにあつては、作業床に積載荷重に相当する荷重の荷をのせて上昇及び下降の作動を定格速度及び許容下降速度により行なうこと。

二 下降のみに使用されるGondolaにあつては、作業床に積載荷重に相当する荷重の荷をのせて下降の作動を許容下降速度により行なうこと。

4 製造検査を受けようとする者は、 Gondola 製造検査申請書(様式第二号)に Gondola 明細書(様式第三号)、 Gondola の組立図及びアームその他の構造部分の強度計算書を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。この場合において、当該検査を受けようとする Gondola が既に製造検査に合格している Gondola と寸法及び積載荷重が同一であるときは、当該組立図及び強度計算書の添付を省略することができる。

5 所轄都道府県労働局長は、製造検査に合格した Gondola に様式第四号による刻印を押し、かつ、その Gondola 明細書に様式第五号による製造検査済の印を押し、前項の規定により申請書を提出した者に交付するものとする。

(平一二労令二・一部改正)

(製造検査を受ける場合の措置)

第五条 製造検査を受けようとする者は、当該検査に係る Gondola について、次の事項を行なわなければならない。

一 検査しやすい位置に移すこと。

二 荷重試験のための荷及び用具を準備すること。

2 所轄都道府県労働局長は、製造検査のために必要があると認めるときは、当該検査に係る Gondola について、次の事項を当該検査を受ける者に命ずることができる。

一 安全装置又はブレーキを分解すること。

二 リベットを抜き出し、又は部材の一部に穴をあけること。

三 ワイヤロープの一部を切断すること。

四 前各号に掲げる事項のほか、当該検査のため必要と認める事項

3 製造検査を受ける者は、当該検査に立ち合わなければならない。

(平一二労令二・一部改正)

(使用検査)

第六条 次の者は、法第三十八条第一項の規定により、当該 Gondola について、都道府県労働局長の検査を受けなければならない。

一 Gondola を輸入した者

二 製造検査又はこの項若しくは次項の検査(以下「使用検査」という。)を受けた後設置しないで、一年以上(設置しない期間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めた Gondola については二年以上)経過した Gondola を設置しようとする者

三 使用を廃止した Gondola を再び設置し、又は使用しようとする者

2 外国において Gondola を製造した者は、法第三十八条第二項の規定により、当該 Gondola について都道府県労働局長の検査を受けることができる。

当該検査が行われた場合においては、当該ゴンドラを輸入した者については、前項の規定は、適用しない。

- 3 第四条第二項及び第三項の規定は、使用検査について準用する。
- 4 使用検査を受けようとする者は、ゴンドラ使用検査申請書(様式第六号)にゴンドラ明細書、ゴンドラの組立図及びアームその他の構造部分の強度計算書を添えて、都道府県労働局長に提出しなければならない。
- 5 ゴンドラを輸入し、又は外国において製造した者が使用検査を受けようとするときは、前項の申請書に当該申請に係るゴンドラの構造が法第三十七条第二項の厚生労働大臣の定める基準(ゴンドラの構造に係る部分に限る。)に適合していることを厚生労働大臣が指定する者(外国に住所を有するものに限る。)が明らかにする書面を添付することができる。
- 6 都道府県労働局長は、使用検査に合格したゴンドラに様式第四号による刻印を押し、かつ、そのゴンドラ明細書に様式第七号による使用検査済の印を押し、第四項の規定により申請書を提出した者に交付するものとする。

(昭五八労令二四・昭六〇労令一・平一二労令二・平一二労令一二・平一二労令一八・平一二労令四一・一部改正)

(使用検査を受ける場合の措置)

第七条 第五条の規定は、使用検査を受ける場合について準用する。この場合において、同条第二項中「所轄都道府県労働局長」とあるのは、「都道府県労働局長」と読み替えるものとする。

(平一二労令二・一部改正)

(ゴンドラ検査証)

第八条 所轄都道府県労働局長又は都道府県労働局長は、それぞれ製造検査又は使用検査に合格したゴンドラについて、それぞれ第四条第四項又は第六条第四項の規定により申請書を提出した者に対し、ゴンドラ検査証(様式第八号)を交付するものとする。

- 2 ゴンドラを設置している者は、ゴンドラ検査証を滅失し、又は損傷したときは、ゴンドラ検査証再交付申請書(様式第九号)に次の書面を添えて、その事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長(以下「所轄労働基準監督署長」という。)を経由してゴンドラ検査証の交付を受けた都道府県労働局長に提出し、再交付を受けなければならない。
 - 一 ゴンドラ検査証を滅失したときは、その旨を明らかにする書面
 - 二 ゴンドラ検査証を損傷したときは、当該ゴンドラ検査証
- 3 ゴンドラを設置している者に異動があつたときは、ゴンドラを設置している者は、当該異動のあつた日から十日以内に、ゴンドラ検査証書替申請書(様式第九号)にゴンドラ検査証を添えて、所轄労働基準監督署長を経由して

ゴンドラ検査証の交付を受けた都道府県労働局長に提出し、書替えを受けなければならない。

(昭五八労令二四・平一二労令二・一部改正)

(検査証の有効期間)

第九条 検査証の有効期間は、一年とする。

2 前項の規定にかかわらず、製造検査又は使用検査を受けた後設置されていないゴンドラであつて、その間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたものについては、当該ゴンドラの検査証の有効期間を製造検査又は使用検査の日から起算して二年を超えず、かつ、当該ゴンドラを設置した日から起算して一年を超えない範囲内で延長することができる。

(平一二労令一二・平一二労令一八・一部改正)

(設置届)

第十条 事業者は、ゴンドラを設置しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により、ゴンドラ設置届(様式第十号)にゴンドラ明細書(製造検査済又は使用検査済の印を押したもの)、ゴンドラ検査証及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 一 ゴンドラの組立図
- 二 据え付ける箇所周囲の状況
- 三 固定方法

(平一八厚労令一・平二六厚労令一三一・一部改正)

(略)

第五章 性能検査

(性能検査)

第二十四条 ゴンドラに係る性能検査においては、ゴンドラの各部分の構造及び機能について点検を行なうほか、荷重試験を行なうものとする。

2 第四条第三項の規定は、前項の荷重試験について準用する。

(性能検査の申請等)

第二十五条 ゴンドラに係る性能検査(法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により労働基準監督署長が行うものに限る。)を受けようとする者は、ゴンドラ性能検査申請書(様式第十一号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(昭五九労令三・平一五厚労令一七五・一部改正)

(性能検査を受ける場合の措置)

第二十六条 第五条の規定は、前条のゴンドラに係る性能検査について準用する。この場合において、第五条第二項中「所轄都道府県労働局長」とあるのは、「所轄労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

(昭五九労令三・平一二労令二・一部改正)

(検査証の有効期間の更新)

第二十七条 登録性能検査機関(法第四十一条第二項に規定する登録性能検査機関をいう。)は、ゴンドラに係る性能検査に合格したゴンドラについて、ゴンドラ検査証の有効期間を更新するものとする。この場合において、性能検査の結果により一年未満の期間を定めて有効期間を更新することができる。

(平四労令二四・平一五厚労令一七五・一部改正)

(労働基準監督署長が性能検査の業務を行う場合における規定の適用)

第二十七条の二 法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により労働基準監督署長がゴンドラに係る性能検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合における前条の規定の適用については、同条中「登録性能検査機関」とあるのは「所轄労働基準監督署長又は登録性能検査機関」とする。

(平一五厚労令一七五・追加)

第六章 変更、休止、廃止等

(変更届)

第二十八条 事業者は、ゴンドラについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により、ゴンドラ変更届(様式第十二号)にゴンドラ検査証及び変更しようとする部分(第五号に掲げるものを除く。)の図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 一 作業床
- 二 アームその他の構造部分
- 三 昇降装置
- 四 ブレーキ又は制御装置
- 五 ワイヤロープ
- 六 固定方法

(平一八厚労令一・平二六厚労令一三一・一部改正)

(変更検査)

第二十九条 前条各号に該当する部分に変更を加えた者は、法第三十八条第三項の規定により、当該ゴンドラについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたゴンドラについては、この限りでない。

2 前項の規定による検査(以下「変更検査」という。)においては、ゴンドラの変更部分の状態を点検するほか、荷重試験を行なうものとする。

- 3 第四条第三項の規定は、前項の荷重試験について準用する。
- 4 変更検査を受けようとする者は、 Gondola変更検査申請書(様式第十三号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、法第八十八条第一項ただし書の規定による認定(以下「認定」という。)を受けたことにより前条の届出をしていないときは、同条の検査証及び図面その他変更検査に必要な書面を添付するものとする。

(昭五八労令二四・平一八厚労令一・平二六厚労令一三一・一部改正)

(変更検査を受ける場合の措置)

第三十条 第五条の規定は、変更検査について準用する。この場合において、同条第二項中「所轄都道府県労働局長」とあるのは、「所轄労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

(平一二労令二・一部改正)

(検査証の裏書)

第三十一条 所轄労働基準監督署長は、変更検査に合格した Gondola又は第二十九条第一項ただし書の Gondolaについて、当該 Gondola検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書を行なうものとする。

(休止の報告)

第三十二条 Gondolaを設置している者が、Gondolaの使用を休止しようとする場合において、その休止をしようとする期間が Gondola検査証の有効期間を経過した後には、当該 Gondola検査証の有効期間中にその旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。

(平一八厚労令一・一部改正)

(使用再開検査)

第三十三条 使用を休止した Gondolaを再び使用しようとする者は、法第三十八条第三項の規定により、当該 Gondolaについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。

- 2 第四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による検査(以下「使用再開検査」という。)について準用する。
- 3 使用再開検査を受けようとする者は、Gondola使用再開検査申請書(様式第十四号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(昭五八労令二四・一部改正)

(使用再開検査を受ける場合の措置)

第三十四条 第五条の規定は、使用再開検査について準用する。この場合において、同条第二項中「所轄都道府県労働局長」とあるのは、「所轄労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

(平一二労令二・一部改正)

(検査証の裏書)

第三十五条 所轄労働基準監督署長は、使用再開検査に合格したゴンドラについて、当該ゴンドラ検査証に検査期日及び検査結果について裏書を行なうものとする。

(検査証の返還)

第三十六条 ゴンドラを設置している者がゴンドラについてその使用を廃止したときは、その者は、遅滞なく、ゴンドラ検査証を所轄労働基準監督署長に返還しなければならない。

○ボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準（昭和四十七年労働省告示第七十五号）

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第三十七条第二項の規定によりボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準を次のように定め、昭和四十七年十月一日から適用する。

ボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準
（構造規格）

第一条 ボイラーの構造は、ボイラー構造規格（平成十五年厚生労働省告示第百九十七号）に定める構造規格に適合しているものでなければならない。

2 第一種圧力容器の構造は、圧力容器構造規格（平成十五年厚生労働省告示第百九十六号）第一編に定める構造規格に適合しているものでなければならない。
（製造設備等の基準）

第二条 ボイラー又は第一種圧力容器に係る製造又は検査のための設備、工作者、工作責任者等は、次の各号に掲げるボイラー又は第一種圧力容器の種類又は部分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものでなければならない。

一 鋼製ボイラー（次号及び第四号のボイラーを除く。）又は鋼製第一種圧力容器（第三号及び第四号の第一種圧力容器を除く。）

溶接によるボイラー若しくは第一種圧力容器又は使用廃止後改修して製造するボイラー若しくは第一種圧力容器にあつては、その製造又は検査のための設備並びに工作者及び工作責任者がそれぞれ別表第一に掲げる基準に適合していること。

二 貫流ボイラー

イ 胴の内径が三〇〇ミリメートルを超える気水分離器（呼び径が一二Bを超えるものを含む。）を備えている貫流ボイラーにあつては、その製造又は検査のための設備並びに工作者及び工作責任者がそれぞれ別表第一に掲げる基準に適合し、かつ、管曲げ装置を備えていること。

ロ 胴の内径が三〇〇ミリメートル以下の気水分離器（呼び径が一二B以下のものを含む。）を備えている貫流ボイラー又は気水分離器を備えていない貫流ボイラーにあつては、その製造又は検査のための設備並びに工作者及び工作責任者がそれぞれ別表第二に掲げる基準に適合していること。

三 くり抜きによる第一種圧力容器

当該第一種圧力容器に係る製造又は検査のための設備並びに工作者及び工作責任者が、それぞれ別表第三に掲げる基準に適合していること。

四 胴の内径が三〇〇ミリメートル以下のボイラー又は第一種圧力容器（呼び径が一二B以下のものを含む。）で周継手又は管板、フランジ等を取り付ける溶接部以外に溶接部がないもの

当該ボイラー又は第一種圧力容器に係る製造又は検査のための設備並びに工作者及び工作責任者がそれぞれ別表第四に掲げる基準に適合していること。

五 鋳鉄製ボイラー又は鋳鉄製第一種圧力容器

当該ボイラー又は第一種圧力容器に係る製造又は検査のための設備並びに工作者及び工作責任者が、それぞれ別表第五に掲げる基準に適合し、かつ、当該ボイラー又は第一種圧力容器を製造しようとする事業場には、鋳造品の検査を行う組織が存すること。

六 ボイラー又は第一種圧力容器の胴用大径鋼管（スパイラル鋼管を含む。以下同じ。）

当該ボイラー又は第一種圧力容器の胴用大径鋼管に係る製造又は検査のための設備並びに工作者及び工作責任者が、それぞれ別表第一に掲げる基準に適合していること。

七 波形炉筒又は伸縮継手

当該部分に係る製造又は検査のための設備並びに工作者及び工作責任者が、それぞれ別表第六に掲げる基準に適合していること。

（溶接施行法試験の実施）

第三条 溶接によるボイラー又は第一種圧力容器は、あらかじめ溶接施行法試験を行い、その結果が第六条から第八条までの規定により合格と判定されるものでなければならない。

（溶接施行法試験の溶接の条件）

第四条 前条の溶接施行法試験は、当該ボイラー又は第一種圧力容器の製造の際に行おうとする溶接の条件と、次に掲げる母材の種類、母材の厚さ、溶接方法、溶接材料及び溶接施行方法の区分が同一である溶接の条件で行わなければならない。

一 母材の種類区分

日本産業規格B八二八五（圧力容器の溶接施工方法の確認試験）に定める母材の種類区分によるものとする。

二 母材の厚さ区分

日本産業規格B八二八五（圧力容器の溶接施工方法の確認試験）に定める母材の厚さ区分によるものとする。

三 溶接方法区分

日本産業規格B八二八五（圧力容器の溶接施工方法の確認試験）に定める溶接方法区分によるものとする。

四 溶接材料区分

日本産業規格B八二八五（圧力容器の溶接施工方法の確認試験）に定める

溶接材料及びシールドガスの区分によるものとする。

五 溶接施行方法の区分

次に掲げる事項の区分によるものとする。

- イ 予熱を行うか行わないかの区分（予熱を行う場合にあつては、その温度の下限の区分）
- ロ 手溶接、半自動溶接又は自動溶接の区分
- ハ 溶接後熱処理を行うか行わないかの区分（溶接後熱処理を行う場合にあつては、温度の下限及び最低保持時間の組合せによる区分）
- ニ 裏面からのガス保護を行うか行わないかの区分
- ホ 裏当てを使用するか使用しないかの区分（裏当てを使用する場合にあつては、その材料の種別の区分）
- ヘ 電極の数の区分
- ト 日本産業規格B八二八五（圧力容器の溶接施工方法の確認試験）に定める衝撃試験の試験温度、溶接姿勢、パス間温度、層数及び溶接入熱の区分（衝撃試験を行う場合に限る。）

2 申請に係るボイラー又は第一種圧力容器の製造の際に行なおうとする溶接の条件と申請者がすでに製造の許可を受けたボイラー又は第一種圧力容器に係る溶接施行法試験の溶接の条件が同一であるとき（都道府県労働局長が同等以上であると認めるときを含む。）は、前条の溶接施行法試験を省略することができる。

（溶接施行法試験の方法）

第五条 溶接施行法試験の方法は、機械試験によるものとし、その種類及び回数は、試験板の厚さに応じ、それぞれ次の表に掲げるとおりとする。

試験板の厚さ	種類	回数
一九ミリメートル未満	引張試験	二
	表曲げ試験	二
	裏曲げ試験	二
	衝撃試験	溶接金属及び熱影響部についてそれぞれ三
一九ミリメートル以上	引張試験	二
	裏曲げ試験（突合せ両側溶接が行われた試験板にあつては、表曲げ試験とする。）	二
	側曲げ試験	二
	衝撃試験	溶接金属及び熱影響部につ

備考

- 一 試験板の母材と母材、又は母材と溶接金属との伸びが著しく異なる場合には、表曲げ試験及び裏曲げ試験に代えて縦表曲げ試験及び縦裏曲げ試験とする。
- 二 最低使用温度が零下十度未満の圧力容器については、衝撃試験を行わなければならない。ただし、母材がオーステナイト系ステンレス鋼又は非鉄金属である場合は、衝撃試験を省略することができる。

(溶接施行法試験結果の判定)

第六条 引張試験片の形状、寸法及び試験の方法は、日本産業規格Z三一二一(突合せ溶接継手の引張試験方法)又はこれと同等と認められる規格に定めるところによるものとする。

- 2 引張試験の合否の判定の基準は、ボイラー構造規格第五十二条又は圧力容器構造規格第四十九条によるものとする。

第七条 曲げ試験片の形状、寸法及び試験の方法は、日本産業規格Z三一二二(突合せ溶接継手の曲げ試験方法)又はこれと同等と認められる規格に定めるところによるものとする。ただし、九パーセントニッケル鋼、アルミニウム、アルミニウム合金、チタン等であつて、規定された試験用ジグの曲げ半径で試験を行うことが適当でないものについては、都道府県労働局長が、材料の種類に応じて当該曲げ半径を定めるものとする。

- 2 曲げ試験は、溶接部の外側に次の欠陥が生じない場合に合格とする。
 - 一 長さ三ミリメートルをこえる割れ(縁角に生じるものを除く。)
 - 二 長さ三ミリメートル以下の割れの長さの合計が七ミリメートルをこえるもの
 - 三 割れ及びブローホールの合計の個数が一〇をこえるもの

第八条 衝撃試験片の形状、寸法及び試験の方法は、圧力容器構造規格第五十二条によるものとする。

- 2 衝撃試験の合否の判定の基準は、圧力容器構造規格第五十三条によるものとする。

(適用の特例)

第九条 特殊な設計によるボイラー又は第一種圧力容器であつて、都道府県労働局長が、当該ボイラー又は第一種圧力容器の製造設備、溶接施行法等から判断して、第二条から前条までの規定に適合するボイラー又は第一種圧力容器と同等以上の安全性を有すると認めたものについては、当該規定に適合しているものとみなす。

改正文(平成元年一月二一日労働省告示第六九号) 抄

平成二年一月一日から適用する。

改正文（平成十一年九月三〇日労働省告示第一〇一号） 抄
平成十一年十月一日から適用する。

附 則（平成十二年一月三十一日労働省告示第二号） 抄
（適用期日）

第一 この告示は、平成十二年四月一日から適用する。
（経過措置）

第二 この告示の適用前にこの告示による改正前のそれぞれの告示の規定に基づき都道府県労働基準局長が行った行為又はこの告示の適用の際現にこれらの規定に基づき都道府県労働基準局長に対してされている行為は、改正後のそれぞれの告示の相当規定に基づき都道府県労働局長が行った行為又は都道府県労働局長に対してされている行為とみなす。

附 則（平成一五年四月三〇日厚生労働省告示第二〇〇号）

- 1 この告示は、公示の日から適用する。
- 2 この告示の適用の前になされた労働安全衛生法第三十七条第一項の規定による許可の申請に係るボイラー及び第一種圧力容器の製造許可の基準については、なお従前の例による。

附 則（平成二〇年三月五日厚生労働省告示第五三号）

- 1 この告示は、平成二十年三月三十一日から適用する。
- 2 この告示の適用の前になされた労働安全衛生法第三十七条第一項の規定による許可の申請に係るボイラー及び第一種圧力容器の製造許可の基準については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年一月九日厚生労働省告示第一号）
（適用期日）

第一条 この告示は、平成二十五年四月一日から適用する。
（罰則に関する経過措置）

第二条 この告示の適用の前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

改正文（平成三〇年二月一六日厚生労働省告示第二七号） 抄
平成三十一年四月一日から適用する。

附 則（令和元年六月二八日厚生労働省告示第四八号） 抄
（適用期日）

- 1 この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から適用する。

別表第一（第二条関係）

項目	ボイラー	第一種圧力容器
----	------	---------

<p>製造又は検査のための設備</p>	<p>次の設備を有すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 板曲げローラ 二 プレス 三 溶接機 四 焼鈍炉 五 水圧試験設備 六 万能試験設備 七 放射線検査設備 	<p>次の設備を有すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 板曲げローラ 二 プレス 三 溶接機 四 焼鈍炉（圧力容器構造規格の規定により溶接後熱処理を行うことが必要とされるもの以外のもののみを製造する場合を除く。） 五 水圧試験設備 六 万能試験設備 七 衝撃試験設備（第五条第二項の表備考三の規定により、衝撃試験を行うことが必要とされるものを製造する場合に限る。） 八 非破壊試験設備（放射線検査、超音波探傷試験、浸透探傷試験又は磁粉探傷試験に用いる設備のうち必要なもの）
<p>工作者</p>	<p>ボイラー溶接士であること。</p>	<p>ボイラー溶接士であること。</p>
<p>工作責任者</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。以下同じ。）を卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。 	<p>次の各号のいずれかに該当する者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者で、ボイラー又は圧力容器の設計、工作又は検査について一年以上の経験があるもの

	<p>以下同じ。)で、ボイラー又は第一種圧力容器若しくは第二種圧力容器(以下「圧力容器」という。)の設計、工作又は検査について二年以上の経験があるもの</p> <p>二 学校教育法による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校を含む。以下同じ。)又は中等教育学校を卒業した者(学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第一百五十五条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。以下同じ。)で、ボイラー又は圧力容器の設計、工作又は検査について五年以上の経験があるもの</p> <p>三 ボイラー又は圧力容器の設計、工作又は検査について八年以上の経験がある者</p>	<p>二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、ボイラー又は圧力容器の設計、工作又は検査について二年以上の経験があるもの</p> <p>三 ボイラー又は圧力容器の設計、工作又は検査について五年以上の経験がある者</p>
--	--	--

備考 随時他の者の有する板曲げローラ、プレス、焼鈍炉、万能試験機、衝撃試験設備若しくは非破壊試験設備を利用することができる場合又は他の者と共同して板曲げローラ、プレス、焼鈍炉、万能試験機、衝撃試験設備若しくは非破壊試験設備を備えている場合には、これらの設備を有しているものとみなす。

別表第二(第二条関係)

製造又は検査のための設備	<p>一 管曲げ装置</p> <p>二 溶接機</p> <p>三 水圧試験設備</p>
工作者	<p>ボイラー溶接士であること。</p> <p>(気水分離器を備えていない貫流ボイラーの場合を除く。)</p>
工作責任者	<p>次の各号のいずれかに該当する者であること。</p> <p>一 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者で、溶接によるボイラー又は圧力容器の設計、工作又は検査について二年以上の経験があるもの</p>

	二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、溶接によるボイラー又は圧力容器の設計、工作又は検査について五年以上の経験があるもの 三 溶接によるボイラー又は圧力容器の設計、工作又は検査について八年以上の経験がある者
--	---

別表第三（第二条関係）

製造又は検査のための設備	一 くり抜装置 二 水圧試験設備
工作者	くり抜きによる工作について二年以上の経験がある者であること。
工作責任者	次の各号のいずれかに該当する者であること。 一 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者で、ボイラー又は圧力容器の設計、工作又は検査について一年以上の経験があるもの 二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、ボイラー又は圧力容器の設計、工作又は検査について二年以上の経験があるもの 三 ボイラー又は圧力容器の設計、工作又は検査について五年以上の経験がある者

別表第四（第二条関係）

項目	ボイラー	第一種圧力容器
製造又は検査のための設備	一 溶接機 二 水圧試験設備	一 溶接機 二 水圧試験設備
工作者	ボイラー溶接士であること。	ボイラー溶接士であること。
工作責任者	次の各号のいずれかに該当する者であること。 一 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者で、ボイラー又は圧力容器の設計、工作又は検査について二年以上の経験があるもの 二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、ボイラー又は圧力容器の設	次の各号のいずれかに該当する者であること。 一 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者で、ボイラー又は圧力容器の設計、工作又は検査について一年以上の経験があるもの 二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、ボイラー又は圧力容器の設

	計、工作又は検査について五年以上の経験があるもの	計、工作又は検査について二年以上の経験があるもの
	三 ボイラー又は圧力容器の設計、工作又は検査について八年以上の経験がある者	三 ボイラー又は圧力容器の設計、工作又は検査について五年以上の経験がある者

別表第五（第二条関係）

項目	ボイラー	第一種圧力容器
製造又は検査のための設備	一 鑄造設備 二 水圧試験設備	一 鑄造設備 二 水圧試験設備
工作者	鑄鉄製のボイラー又は圧力容器の製造について三年以上の経験がある者であること。	鑄鉄製のボイラー又は圧力容器の製造について三年以上の経験がある者であること。
工作責任者	次の各号のいずれかに該当する者であること。 一 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者で、ボイラー又は圧力容器の設計、工作又は検査について二年以上の経験があるもの 二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、ボイラー又は圧力容器の設計、工作又は検査について五年以上の経験があるもの 三 ボイラー又は圧力容器の設計、工作又は検査について八年以上の経験がある者	次の各号のいずれかに該当する者であること。 一 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者で、ボイラー又は圧力容器の設計、工作又は検査について一年以上の経験があるもの 二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、ボイラー又は圧力容器の設計、工作又は検査について、二年以上の経験があるもの 三 ボイラー又は圧力容器の設計、工作又は検査について五年以上の経験がある者

別表第六（第二条関係）

項目	波形炉筒	伸縮継手
製造又は検査のための設備	一 板曲げローラ 二 プレス又は成型装置 三 溶接機 四 水圧試験設備 五 放射線検査設備	一 板曲げローラ 二 プレス又は成型装置 三 溶接機 四 水圧試験設備 五 放射線検査設備

工作者	ボイラー溶接士であること。	ボイラー溶接士であること。
工作責任者	<p>次の各号のいずれかに該当する者であること。</p> <p>一 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者で、ボイラー又は圧力容器の設計、工作又は検査について二年以上の経験があるもの</p> <p>二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、ボイラー又は圧力容器の設計、工作又は検査について五年以上の経験があるもの</p> <p>三 ボイラー又は圧力容器の設計、工作又は検査について八年以上の経験がある者</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する者であること。</p> <p>一 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者で、ボイラー又は圧力容器の設計、工作又は検査について一年以上の経験があるもの</p> <p>二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、ボイラー又は圧力容器の設計、工作又は検査について二年以上の経験があるもの</p> <p>三 ボイラー又は圧力容器の設計、工作又は検査について五年以上の経験がある者</p>

備考 随時他の者の有する放射線検査設備を利用することができる場合には、当該設備を有しているものとみなす。

○クレーン等製造許可基準（昭和四十七年労働省告示第七十六号）

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第三十七条第二項の規定に基づき、クレーン等製造許可基準を次のように定め、昭和四十七年十月一日から適用する。

クレーン等製造許可基準

（クレーン等の構造）

第一条 クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト又はゴンドラ（以下「クレーン等」という。）の構造は、次の表の上欄に掲げるクレーン等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる厚生労働省告示に定める構造規格に適合しているものでなければならない。

令第十二条第三号に掲げるクレーン	クレーン構造規格（平成七年労働省告示第百三十四号）
令第十二条第四号に掲げる移動式クレーン	移動式クレーン構造規格（平成七年労働省告示第百三十五号）
令第十二条第五号に掲げるデリック	デリック構造規格（昭和三十七年労働省告示第五十五号）
令第十二条第六号に掲げるエレベーター	エレベーター構造規格（平成五年労働省告示第九十一号）
令第十二条第七号に掲げる建設用リフト	建設用リフト構造規格（昭和三十七年労働省告示第五十八号）
令第十二条第八号に掲げるゴンドラ	ゴンドラ構造規格（平成六年労働省告示第二十六号）

（計算式、仮定及び実験値）

第二条 構造部分の強度計算の基準に採用されている計算式、仮定及び実験値は、すでに一般に承認されているもの又は一般に承認されている計算式、仮定及び実験値から正当に誘導されたものでなければならない。

（検査設備）

第三条 クレーン等を製造しようとする事業者は、次の検査の設備を有する者でなければならない。

- 一 万能試験機
- 二 放射線試験装置

（主任設計者）

第四条 製造しようとするクレーン等の主任設計者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。次条第一号において同じ。）

又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。次条第一号において同じ。）において、機械工学に関する学科を専攻して卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次条第一号において同じ。）で、その後五年以上クレーン等の設計又は工作の実務に従事した経験を有するもの

二 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による工業学校（修業年限が五年であるものに限る。）を含む。以下同じ。）又は中等教育学校において、機械工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後八年以上クレーン等の設計又は工作の実務に従事した経験を有するもの

三 十二年以上クレーン等の設計又は工作の実務に従事した経験を有する者（工作責任者）

第五条 製造しようとするクレーン等の工作責任者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 学校教育法による大学又は高等専門学校において、機械工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後三年以上クレーン等の設計又は工作の実務に従事した経験を有するもの

二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、機械工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後六年以上クレーン等の設計又は工作の実務に従事した経験を有するもの

三 十年以上クレーン等の設計又は工作の実務に従事した経験を有する者

附 則（昭和五一年八月五日労働省告示第八〇号） 抄

1 この告示は、昭和五十一年十一月一日から適用する。

附 則（昭和五一年八月五日労働省告示第八一号） 抄

1 この告示は、昭和五十一年十一月一日から適用する。

改正文（平成七年一二月二六日労働省告示第一三六号） 抄

平成八年二月一日から適用する。

附 則（平成一二年一二月二五日労働省告示第一二〇号） 抄

（適用期日）

第一 この告示は、内閣法の一部を改正する法律（平成十二年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から適用する。

附 則（平成二五年一月九日厚生労働省告示第一号）

（適用期日）

第一条 この告示は、平成二十五年四月一日から適用する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この告示の適用の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

改正文 (平成三〇年二月一六日厚生労働省告示第二七号) 抄
平成三十一年四月一日から適用する。

○高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）（抄）

（略）

第二章 事業

（完成検査）

第二十条 第五条第一項又は第十六条第一項の許可を受けた者は、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の設置の工事を完成したときは、製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第二項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、経済産業省令で定めるところにより高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）又は経済産業大臣が指定する者（以下「指定完成検査機関」という。）が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第二項の技術上の基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。

（略）

第四章の二 指定試験機関等

（略）

第二節 指定完成検査機関

（略）

（指定の基準）

第五十八条の二十 経済産業大臣は、第二十条第一項ただし書の指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 経済産業省令で定める機械器具その他の設備を用いて完成検査を行うものであること。
- 二 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が完成検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。
- 三 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が完成検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 前号に定めるもののほか、完成検査が不公正になるおそれがないものとして、経済産業省令で定める基準に適合するものであること。
- 五 完成検査の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。
- 六 その指定をすることによつて申請に係る完成検査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(欠格条項)

第五十八条の十九 次の各号の一に該当する者は、第二十条第一項ただし書の指定を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第五十八条の三十の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

(略)

(業務規程)

第五十八条の二十三 指定完成検査機関は、完成検査の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。
- 3 経済産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が完成検査の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(略)

(解任命令)

第五十八条の二十七 経済産業大臣は、第五十八条の二十二号に規定する者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定完成検査機関に対し、同号に規定する者を解任すべきことを命ずることができる。

(略)

(適合命令)

第五十八条の二十九 経済産業大臣は、指定完成検査機関が第五十八条の二十一号から第五号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定完成検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第五十八条の三十 経済産業大臣は、指定完成検査機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて完成検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 この節の規定又は第二十条第四項の規定に違反したとき。
- 二 第五十八条の十九第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第五十八条の二十三第一項の認可を受けた業務規程によらないで完成検査を行つたとき。

四 第五十八条の二十三第三項、第五十八条の二十七又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第二十条第一項ただし書の指定を受けたとき。

(略)

第四節 指定特定設備検査機関

(指定等)

第五十八条の三十二 第五十六条の三第一項の指定は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分に従い、他人の求めに応じて特定設備検査を行おうとする者の申請により行う。

2 第五十八条の十九から第五十八条の二十四まで及び第五十八条の二十七から第五十八条の三十までの規定は、指定特定設備検査機関に準用する。この場合において、第五十八条の十九から第五十八条の二十四まで及び第五十八条の二十七、第五十八条の二十、第五十八条の二十の二及び第五十八条の三十中「第二十条第一項ただし書」とあるのは「第五十六条の三第一項」と、第五十八条の二十、第五十八条の二十一から第五十八条の二十四まで、第五十八条の二十八及び第五十八条の三十中「完成検査」とあるのは「特定設備検査」と、同条中「第二十条第四項」とあるのは「第五十六条の四第一項」と読み替えるものとする。

(略)

第五章 雑則

(略)

(立入検査)

第六十二条 (略)

2 経済産業大臣は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、その職員に、指定完成検査機関、指定輸入検査機関、指定保安検査機関、指定容器検査機関、指定特定設備検査機関、指定設備認定機関又は検査組織等調査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

(略)

○建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）

（略）

第四章の二 指定建築基準適合判定資格者検定機関等

（略）

第二節 指定確認検査機関

（指定）

第七十七条の十八 第六条の二第一項（第八十七条第一項、第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第七条の二第一項（第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による指定（以下この節において単に「指定」という。）は、第六条の二第一項の規定による確認又は第七条の二第一項及び第七条の四第一項（第八十七条の四又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の検査並びに第七条の六第一項第二号（第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定（以下「確認検査」という。）の業務を行おうとする者の申請により行う。

2 前項の申請は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める区分に従い、確認検査の業務を行う区域（以下この節において「業務区域」という。）を定めてしなければならない。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、業務区域を所轄する特定行政庁（都道府県知事にあつては、当該都道府県知事を除く。）の意見を聴かななければならない。

（欠格条項）

第七十七条の十九 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 未成年者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

四 第七十七条の三十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者

五 第七十七条の三十五の十九第二項の規定により第七十七条の三十五の二第一項に規定する指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者

- 六 第七十七条の六十二第二項（第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。）の規定により第七十七条の五十八第一項又は第七十七条の六十六第一項の登録を消除され、その消除の日から起算して五年を経過しない者
- 七 建築士法第七条第四号又は第二十三条の四第一項第三号に該当する者
- 八 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から起算して三年を経過しない者
- 九 心身の故障により確認検査の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの
- 十 法人であつて、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 十一 その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。以下同じ。）が前各号のいずれかに該当する者
(指定の基準)

第七十七条の二十 国土交通大臣又は都道府県知事は、指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

- 一 第七十七条の二十四第一項の確認検査員（常勤の職員である者に限る。）の数が、確認検査を行おうとする建築物の種類、規模及び数に応じて国土交通省令で定める数以上であること。
- 二 前号に定めるもののほか、職員、確認検査の業務の実施の方法その他の事項についての確認検査の業務の実施に関する計画が、確認検査の業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 三 その者の有する財産の評価額（その者が法人である場合にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額）が国土交通省令で定める額以上であること。
- 四 前号に定めるもののほか、第二号の確認検査の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎を有するものであること。
- 五 法人にあつては役員、法人の種類に応じて国土交通省令で定める構成員又は職員（第七十七条の二十四第一項の確認検査員を含む。以下この号において同じ。）の構成が、法人以外の者にあつてはその者及びその職員の構成が、確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 六 その者又はその者の親会社等が第七十七条の三十五の五第一項の指定構造計算適合性判定機関である場合には、当該指定構造計算適合性判定機関に対してされた第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される第

六条の三第一項の規定による構造計算適合性判定の申請に係る建築物の計画について、第六条の二第一項の規定による確認をしないものであること。

七 前号に定めるもののほか、その者又はその者の親会社等が確認検査の業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

八 前各号に定めるもののほか、確認検査の業務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

(略)

(確認検査員)

第七十七条の二十四 指定確認検査機関は、確認検査を行うときは、確認検査員に確認検査を実施させなければならない。

2 確認検査員は、第七十七条の五十八第一項の登録を受けた者のうちから、選任しなければならない。

3 指定確認検査機関は、確認検査員を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣等に届け出なければならない。

4 国土交通大臣等は、確認検査員の在任により指定確認検査機関が第七十七条の二十第五号に掲げる基準に適合しなくなつたときは、指定確認検査機関に対し、その確認検査員を解任すべきことを命ずることができる。

(略)

(確認検査業務規程)

第七十七条の二十七 指定確認検査機関は、確認検査の業務に関する規程（以下この節において「確認検査業務規程」という。）を定め、国土交通大臣等の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 確認検査業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 国土交通大臣等は、第一項の認可をした確認検査業務規程が確認検査の公正かつ適確な実施上不適當となつたと認めるときは、その確認検査業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(略)

(監督命令)

第七十七条の三十 国土交通大臣等は、確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、その指定に係る指定確認検査機関に対し、確認検査の業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

2 国土交通大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(報告、検査等)

第七十七条の三十一 国土交通大臣等は、確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、その指定に係る指定確認検査機関に対し確認検査の業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定確認検査機関の事務所に立ち入り、確認検査の業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 特定行政庁は、その指揮監督の下にある建築主事が第六条第一項の規定による確認をする権限を有する建築物の確認検査の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、指定確認検査機関の事務所に立ち入り、確認検査の業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 特定行政庁は、前項の規定による立入検査の結果、当該指定確認検査機関が、確認検査業務規程に違反する行為をし、又は確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をした事実があると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣等に報告しなければならない。
- 4 前項の規定による報告を受けた場合において、国土交通大臣等は、必要に応じ、第七十七条の三十五第二項の規定による確認検査の業務の全部又は一部の停止命令その他の措置を講ずるものとする。
- 5 第十五条の二第二項及び第三項の規定は、第一項及び第二項の場合について準用する。

(略)

(指定の取消し等)

第七十七条の三十五 国土交通大臣等は、その指定に係る指定確認検査機関が第七十七条の十九各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

- 2 国土交通大臣等は、その指定に係る指定確認検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて確認検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - 一 第六条の二第四項若しくは第五項(これらの規定を第八十七条第一項、第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)、第七条の二第三項から第六項まで(これらの規定を第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)、第七条の四第二項、第三項若しくは第六項(これらの規定を第八十七条の四又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。)、第七条の六第三項(第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)、第十八条の三第三項、第七十七条の二十一第二項、第七十七条の二十二第一項若しくは第二項、第七十七条の二十四第一項から第三

- 項まで、第七十七条の二十六、第七十七条の二十八から第七十七条の二十九の二まで又は前条第一項の規定に違反したとき。
- 二 第七十七条の二十七第一項の認可を受けた確認検査業務規程によらないで確認検査を行つたとき。
- 三 第七十七条の二十四第四項、第七十七条の二十七第三項又は第七十七条の三十第一項の規定による命令に違反したとき。
- 四 第七十七条の二十各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。
- 五 確認検査の業務に関し著しく不適當な行為をしたとき、又はその業務に従事する確認検査員若しくは法人にあつてはその役員が、確認検査の業務に関し著しく不適當な行為をしたとき。
- 六 不正な手段により指定を受けたとき。
- 3 国土交通大臣等は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により確認検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第三節 指定構造計算適合性判定機関

(指定)

第七十七条の三十五の二 第十八条の二第一項の規定による指定（以下この節において単に「指定」という。）は、構造計算適合性判定の業務を行おうとする者の申請により行ふ。

- 2 前項の申請は、国土交通省令で定めるところにより、構造計算適合性判定の業務を行う区域（以下この節において「業務区域」という。）を定めてしなければならない。
- 3 国土交通大臣は、指定をしようとするときは、あらかじめ、業務区域を所轄する都道府県知事の意見を聴かなければならない。

(欠格条項)

第七十七条の三十五の三 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

- 一 未成年者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
- 四 第七十七条の三十五第二項の規定により第七十七条の十八第一項に規定する指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者
- 五 第七十七条の三十五の十九第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

- 六 第七十七条の六十二第二項（第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。）の規定により第七十七条の五十八第一項又は第七十七条の六十六第一項の登録を消除され、その消除の日から起算して五年を経過しない者
- 七 建築士法第七条第四号又は第二十三条の四第一項第三号に該当する者
- 八 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から起算して三年を経過しない者
- 九 心身の故障により構造計算適合性判定の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの
- 十 法人であつて、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 十一 その者の親会社等が前各号のいずれかに該当する者
（指定の基準）

第七十七条の三十五の四 国土交通大臣又は都道府県知事は、指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

- 一 第七十七条の三十五の九第一項の構造計算適合性判定員（職員である者に限る。）の数が、構造計算適合性判定を行おうとする建築物の規模及び数に応じて国土交通省令で定める数以上であること。
- 二 前号に定めるもののほか、職員、設備、構造計算適合性判定の業務の実施の方法その他の事項についての構造計算適合性判定の業務の実施に関する計画が、構造計算適合性判定の業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 三 その者の有する財産の評価額（その者が法人である場合にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額）が国土交通省令で定める額以上であること。
- 四 前号に定めるもののほか、第二号の構造計算適合性判定の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎を有するものであること。
- 五 法人にあつては役員、第七十七条の二十第五号の国土交通省令で定める構成員又は職員（第七十七条の三十五の九第一項の構造計算適合性判定員を含む。以下この号において同じ。）の構成が、法人以外の者にあつてはその者及びその職員の構成が、構造計算適合性判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 六 その者又はその者の親会社等が指定確認検査機関である場合には、当該指定確認検査機関に対してされた第六条の二第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画について、第十八条の二第四項の規定により読み替

えて適用される第六条の三第一項の規定による構造計算適合性判定を行わないものであること。

七 前号に定めるもののほか、その者又はその者の親会社等が構造計算適合性判定の業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて構造計算適合性判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

八 前各号に定めるもののほか、構造計算適合性判定の業務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

(略)

(構造計算適合性判定員)

第七十七条の三十五の九 指定構造計算適合性判定機関は、構造計算適合性判定を行うときは、構造計算適合性判定員に構造計算適合性判定を実施させなければならない。

2 構造計算適合性判定員は、第七十七条の六十六第一項の登録を受けた者のうちから選任しなければならない。

3 指定構造計算適合性判定機関は、構造計算適合性判定員を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣等に届け出なければならない。

4 国土交通大臣等は、構造計算適合性判定員の在任により指定構造計算適合性判定機関が第七十七条の三十五の四第五号に掲げる基準に適合しなくなつたときは、指定構造計算適合性判定機関に対し、その構造計算適合性判定員を解任すべきことを命ずることができる。

(略)

(構造計算適合性判定業務規程)

第七十七条の三十五の十二 指定構造計算適合性判定機関は、構造計算適合性判定の業務に関する規程(以下この節において「構造計算適合性判定業務規程」という。)を定め、国土交通大臣等の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 構造計算適合性判定業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 国土交通大臣等は、第一項の認可をした構造計算適合性判定業務規程が構造計算適合性判定の公正かつ適確な実施上不適當となつたと認めるときは、その構造計算適合性判定業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(略)

(監督命令)

第七十七条の三十五の十六 国土交通大臣等は、構造計算適合性判定の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、その指定に

係る指定構造計算適合性判定機関に対し、構造計算適合性判定の業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

- 2 国土交通大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(報告、検査等)

第七十七条の三十五の十七 国土交通大臣等又は委任都道府県知事は、構造計算適合性判定の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、国土交通大臣等にあつてはその指定に係る指定構造計算適合性判定機関に対し、委任都道府県知事にあつてはその構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関に対し、構造計算適合性判定の業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定構造計算適合性判定機関の事務所に立ち入り、構造計算適合性判定の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 委任都道府県知事は、前項の規定による立入検査の結果、当該指定構造計算適合性判定機関（国土交通大臣の指定に係る者に限る。）が、構造計算適合性判定業務規程に違反する行為をし、又は構造計算適合性判定の業務に関し著しく不適当な行為をした事実があると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。
- 3 前項の規定による報告を受けた場合において、国土交通大臣は、必要に応じ、第七十七条の三十五の十九第二項の規定による構造計算適合性判定の業務の全部又は一部の停止命令その他の措置を講ずるものとする。
- 4 第十五条の二第二項及び第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

(略)

(指定の取消し等)

第七十七条の三十五の十九 国土交通大臣等は、その指定に係る指定構造計算適合性判定機関が第七十七条の三十五の三各号（第五号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

- 2 国土交通大臣等は、その指定に係る指定構造計算適合性判定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて構造計算適合性判定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される第六条の三第四項から第六項まで若しくは第十八条第七項から第九項までの規定又は第十八条の三第三項、第七十七条の三十五の五第二項、第七十七条の三十五の六第一項、第七十七条の三十五の八第二項若しくは第三項、第七十七条の三十五の九第一項から第三項まで、第七十七条の三十五の十一、第七十七条の三

- 十五の十三から第七十七条の三十五の十五まで若しくは前条第一項の規定に違反したとき。
- 二 第七十七条の三十五の十二第一項の認可を受けた構造計算適合性判定業務規程によらないで構造計算適合性判定を行つたとき。
- 三 第七十七条の三十五の九第四項、第七十七条の三十五の十二第三項又は第七十七条の三十五の十六第一項の規定による命令に違反したとき。
- 四 第七十七条の三十五の四各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。
- 五 構造計算適合性判定の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する構造計算適合性判定員若しくは法人にあつてはその役員が、構造計算適合性判定の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。
- 六 不正な手段により指定を受けたとき。
- 3 国土交通大臣等は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により構造計算適合性判定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示するとともに、国土交通大臣にあつては関係都道府県知事に通知しなければならない。

(略)

第四節 指定認定機関等

(指定)

第七十七条の三十六 第六十八条の二十四第一項（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による指定（以下この節において単に「指定」という。）は、認定等を行おうとする者（外国にある事務所により行おうとする者を除く。）の申請により行ふ。

- 2 前項の申請は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める区分に従い、認定等の業務を行う区域（以下この節において「業務区域」という。）を定めてしなければならない。

(欠格条項)

第七十七条の三十七 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

- 一 未成年者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 第七十七条の五十一第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消され、又は第七十七条の五十五第一項若しくは第二項の規定により承認を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五 心身の故障により認定等の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

六 法人であつて、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの

(指定の基準)

第七十七条の三十八 国土交通大臣は、指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 職員(第七十七条の四十二第一項の認定員を含む。第三号において同じ。)、設備、認定等の業務の実施の方法その他の事項についての認定等の業務の実施に関する計画が、認定等の業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の認定等の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 法人にあつては役員、第七十七条の二十第五号の国土交通省令で定める構成員又は職員の構成が、法人以外の者にあつてはその者及びその職員の構成が、認定等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 認定等の業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて認定等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 前各号に定めるもののほか、認定等の業務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

(略)

(認定員)

第七十七条の四十二 指定認定機関は、認定等を行うときは、国土交通省令で定める方法に従い、認定員に認定等を実施させなければならない。

2 認定員は、建築技術に関して優れた識見を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定認定機関は、認定員を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、認定員が、第七十七条の四十五第一項の認可を受けた認定等業務規程に違反したとき、認定等の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により指定認定機関が第七十七条の三十八第三号に掲げ

る基準に適合しなくなつたときは、指定認定機関に対し、その認定員を解任すべきことを命ずることができる。

(略)

(認定等業務規程)

第七十七条の四十五 指定認定機関は、認定等の業務に関する規程（以下この節において「認定等業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 認定等業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした認定等業務規程が認定等の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その認定等業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(略)

(監督命令)

第七十七条の四十八 国土交通大臣は、認定等の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定認定機関に対し、認定等の業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告、検査等)

第七十七条の四十九 国土交通大臣は、認定等の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定認定機関に対し認定等の業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、認定等の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第十五条の二第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(略)

(指定の取消し等)

第七十七条の五十一 国土交通大臣は、指定認定機関が第七十七条の三十七各号（第四号を除く。）の一に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、指定認定機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて認定等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第七十七条の三十九第二項、第七十七条の四十第一項、第七十七条の四十二第一項から第三項まで、第七十七条の四十四、第七十七条の四十六第一項、第七十七条の四十七又は前条第一項の規定に違反したとき。

二 第七十七条の四十五第一項の認可を受けた認定等業務規程によらないで認定等を行つたとき。

- 三 第七十七条の四十二第四項、第七十七条の四十五第三項又は第七十七条の四十八の規定による命令に違反したとき。
 - 四 第七十七条の三十八各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。
 - 五 認定等の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する認定員若しくは法人にあつてはその役員が、認定等の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。
 - 六 不正な手段により指定を受けたとき。
- 3 国土交通大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定による認定等の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。